川西市道路占用許可基準要綱

（昭和４７年７月６日　制定
昭和５６年６月２４日　改正）

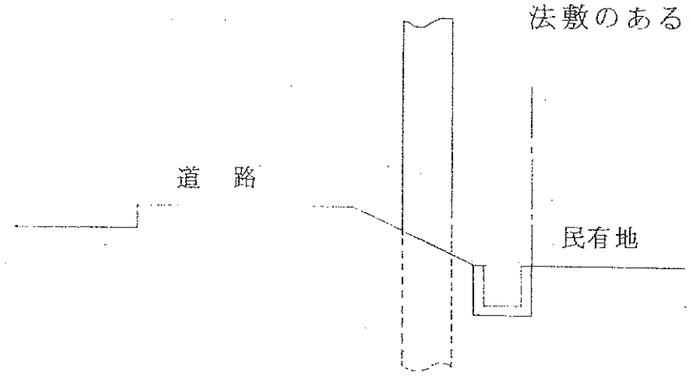
（目　　的）

第１条　この要綱は、道路占用許可を行うにあたって、道路法第３３条および同施行令第１０条から第１４条の２の基準による他、一般的な基準を設けるものとする。

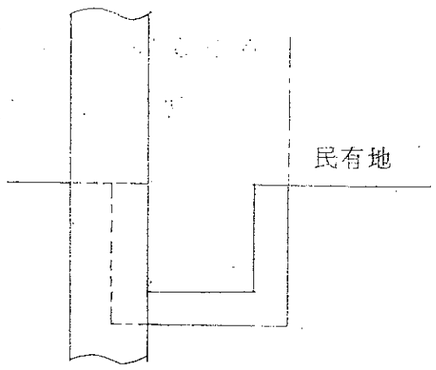
（電 柱 類）

第２条　電柱類の占用場所は、次に掲げるところによる。

①　法敷のある場合

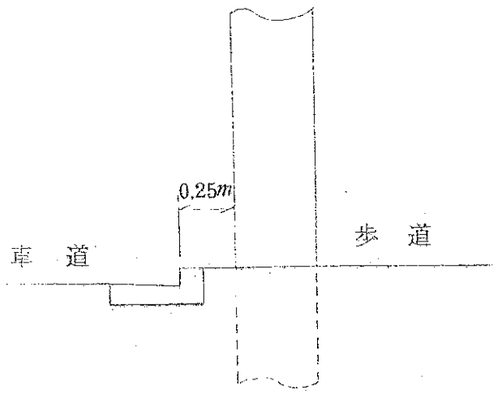


②



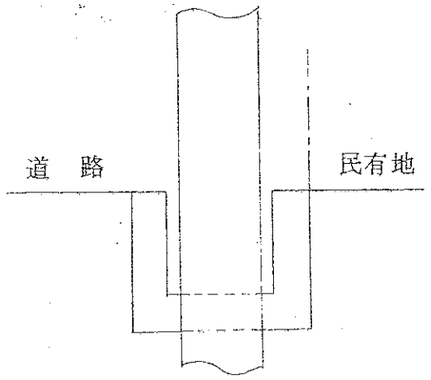
位置は側溝の側壁中とし、電柱の外側を側溝の内側と同一になるように設けること。

③



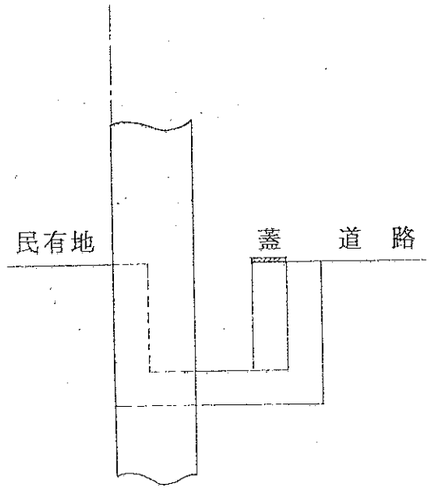
歩車道の区別のある道路では歩道内の車道よりとし、歩車道境界から０.２５メートルの場所とすること。
ただし、著しく幅員が狭い歩道では、市長が別に指示する箇所に設けること。

④



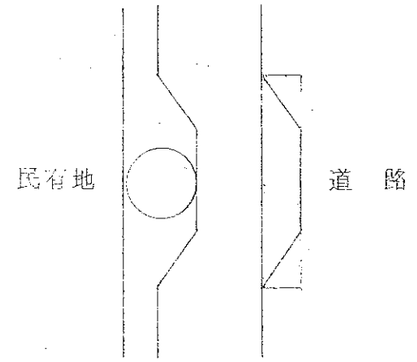
側溝の中に建てても排水に支障のない場合
（この地点に横断排水路があり、上流よりの水がこれに注ぐ場合。この地点が峠に当る場合等）

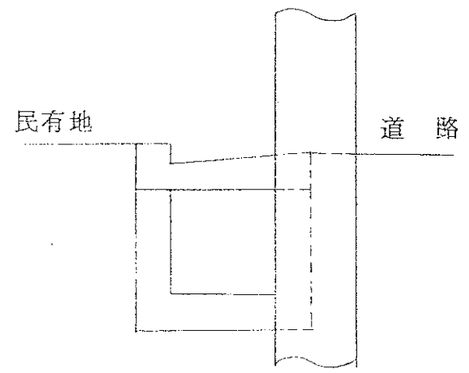
⑤



幅員が狭い道路または、道路有効幅員をより広く必要とする場合は、側溝を迂回し、その付替部分に蓋を設置する。基準については、別途指示する。

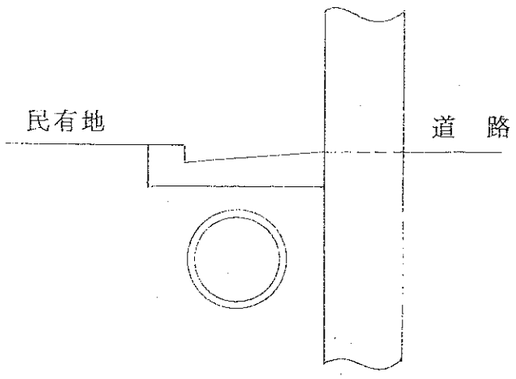
⑥



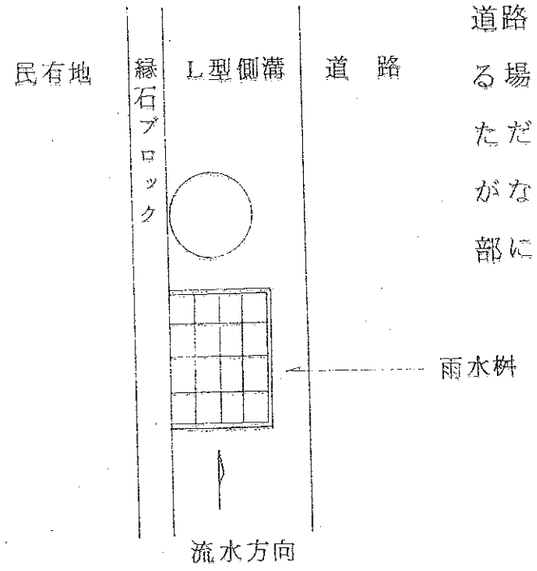


歩車道の区別のない道路で、Ｌ型側溝の下に暗渠がある場合

⑦

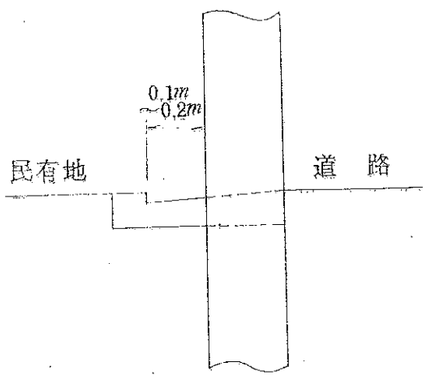


⑧



道路中央よりに排水管がある場合
ただし、この箇所に雨水桝がない場合は、電柱の上流部に雨水桝を設けること。

⑨



歩車道の区別のない道路で、L型側溝のみの場合

⑩　歩車道の区別のない道路にあっては、道路が交差し又は屈曲する場所には設けないこと。

⑪　地上電線の高さは、路面から5メートル以上とすること。ただし、やむを得ず理由があり、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場合は、路面から4.5メートル以上、歩車道の区別のある道路で歩道上においては2.5メートル以上とする。

⑫　交通信号機、道路標識、消火栓及び火災報知機等の効用を妨げないこと。

⑬　建物、非常口または車両の出入を妨げない箇所に設けること。

⑭　脚ていは、路面から1.8メートル以上の高さにし、道路の方向と平行して設けること。

⑮　支線には、危険標示のためガード等を取り付けること。

⑯　地下路線の立上り用管は、道路に平行して設けること。

（街　路　灯）

第3条　街路灯のための占用は、地元自治会、防犯協会、商店会、その他これに準ずるものが道路を照明し、または、防犯のために設置するものに限り、次に掲げるところによる。

(1)　設置しようとする付近に電柱類がある場合は、できるだけ共架すること。

(2)　灯柱を設置する場合の位置は、電柱類に準ずる。

(3)　高さについては、原則として4.5メートル以上とし、歩道上に設置する場合は、2.5メートル以上とする。

(4)　灯柱の材質については堅固なものを用い、相当な強度を有

するものとする。

（その他の柱類）

第４条　その他の柱類の占用は、次に掲げるところによる。

(1)　公共上または公益上やむを得ないものに限る。

(2)　交通に支障がなく構造が堅固であって、美観風致を害しないものである。

(3)　柱類を設置する場合の位置は、電柱類に準ずる。

（郵便ポストおよび公衆電話所）

第５条　郵便ポストおよび公衆電話所の占用の場所については、次に掲げるところによる。

(1)　法敷および有効幅員外に設けること。

(2)　法敷がなく、歩車道の区別のある道路にあっては、歩道上の車道側とし、交通の支障とならない場所に設けること。

(3)　法敷がなく、歩車道の区別のない道路にあっては、原則として設けないこと。

(4)　交通信号機、道路標識、消火栓、および火災報知機等の効用を妨げないこと。

(5)　建物、非常口、又は車両の出入を妨げない場所に設けること。

（広告塔）

第６条　広告塔の占用については、次に掲げるところによる。

(1)　公共上または公益上やむを得ないものに限る。

(2)　法敷および有効幅員外に設けること。

(3)　路上の占用底面積は、方径、又は直径0.5メートル以下とし、又、高さについては、４メートル以下とする。

(4)　構造物は、風雨等のため破損したり、倒壊したりしない堅固なものを用い、美観風致を害しないものであること。

（送電塔）

第７条　送電塔の占用は、認めない。

ただし、真にやむを得ないと認められる場合においては、脚柱の基礎の一部に限り、次に掲げるところによる。

(1)　法敷上および有効幅員外に設けること。

（線　　類）

第８条　線類の占用については、次に掲げるところによる。

(1)　線類の高さは、路面から５メートル以上とすること。

ただし、やむを得ず道路の構造、又は交通に支障を及ぼすおそれのない場合には、路面から4.5メートル以上、歩車道の区別のある道路で歩道上においては、2.5メートル以上とする。

(2)　風雨等に対し、相当な強度を有するものとする。

(3)　斜め横断については、原則として行わないこと。

（バス停留所の上屋）

第９条　バス停留所の上屋の占用については、「バス停留所の上屋の道路占用の取扱いについて」昭和５２年１２月２７日建設省道路局長通達の規定に準拠すること。

（地下埋設物）

第10条　地下埋設物（水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件）の占用については、次に掲げるところによる。

(1)　占用の場所は、路面をしばしば掘削することのないよう計画し、他の占用物件と錯そうするおそれのないものであるこ

と。

(2) 構造は、堅固で耐久力を有するとともに、道路および他の占用物件に支障を及ぼさないものであること。

(3) 占用物件は、工事実施上または保安上支障のない限り、相互に接近していること。

(4) 道路を横断する場合は、原則として直角とする。

(5) 水路および側溝は、原則として下越しとすること。

(6) 占用物件を橋に取り付ける場合は、橋の強度に影響を与えない構造とすること。

(7) 地下構造物の頂部と路面との距離は、3メートル以下としないこと。

ただし、道路の構造上または技術上やむを得ない場合は、この限りでない。

(8) 浄化槽および家庭用雑排水管については、同一路線に複数の排水管の埋設は、原則として認めない。

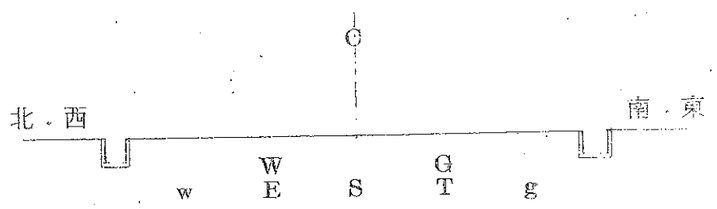
また、埋設の深さについては、1.2メートル以上とすること。

ただし、技術的にやむを得ない場合は、この限りでない。

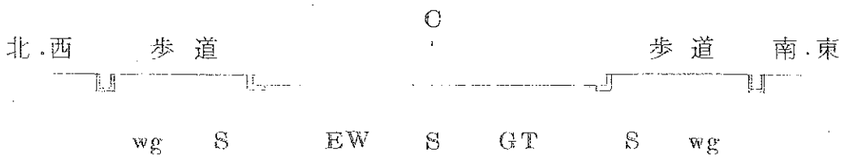
(9) 占用物件の埋設位置標準図

占用物件の埋設位置配列図は、下記のとおりとする。

ア 歩車道区別のない道路



イ 歩車道区別の道路



凡例		
地下管線路種別	本線	支線
水道管	W	w
下水道管	S	
ガス管	G	g
地下線路（電々）	T	
地下電線（関電）	E	

(10) 占用物件の埋設深度表

地下埋設物の深度は、次の値以上とする。

区分	歩道の地下		車道の地下	
	通常	特例	通常	特例
下水道の本線	m 3.0	m 1.0	m 3.0	m 1.0
下水道の支線 その他の本線・支線	1.2	0.6	1.2	0.6

ただし、特例とは次の場合とし、上表の特例埋設深度は、最低限度を示すものであるから、現地の実情に応じて適宜決定するものとする。

ア 路床が岩盤である場合

イ 下水道管の縦断勾配が、所定の勾配で計画できない場合

ウ その他適宜協議した結果、特例に該当すると認められた場合

（架空の管類）

第11条　架空の管類の占用については、技術的にやむを得ない場合で、他に危害をおよぼすおそれのないものに限り、次に掲げるところによる。

(1)　管類の高さは、路面から5.5メートル以上とし、高さを表示すること。

(2)　支柱は、道路敷地外に設置すること。

(3)　道路が、交差、接続、屈曲する場所、および他の占用物件に支障をおよぼすおそれのある場所には設けないこと。

(4)　斜め横断については、原則として認めない。

（軌　道　等）

第12条　鉄道・軌道・索道（ロープウェイ・スキーリフト・ケーブル・農林物産運搬用ケーブル）の占用については、次に掲げるところによる。

(1)　日本国有鉄道法、地方鉄道法、軌道法、索道規則等の構造基準に合致したものであること。

(2)　高さは、5.5メートル以上とする。

（アーケード）

第13条　アーケードの占用については、「アーケードの取扱について」昭和30年2月1日建設事務次官通達の規定に準拠すること。

（日よけ、雨よけ）

第14条　日よけ、雨よけの占用については、次に掲げるところによる。

(1)　支柱は設置しないこと。

(2)　突出し式又は巻揚げ式とする。

(3)　高さについては、歩車道の区別のない道路では4.5メートル以上とし、歩車道の区別のある道路の歩道上で2.5メートル以上とする。

(4)　出幅について、歩車道の区別のない道路に設ける場合には、0.75メートルまでとする。また、歩車道の区別のある道路の歩道部分に設ける場合には、歩道幅員が2.5メートル未満にあっては0.75メートルまでとし、歩道幅員が2.5メートル以上にあっては1.5メートルまでとする。

(5)　道路の交差、接続、屈曲、横断歩道等で、視距をいちじるしく妨げるものでないこと。

(6)　交通信号機、道路標識、消火栓および道路照明の効用並びに街路樹の育成を阻害しないものであること。

(7)　骨組は軽量金属とする。

(8)　風雨、震動等で容易に破損、倒壊しないものであること。

(9)　屋根は難燃性天幕類とし、緊急の場合、取りはずせるものであること。

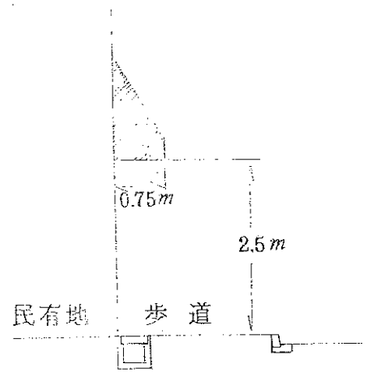
(10)　色彩、形状については、美観風致をそこなわないものであること。

(11)　広告物を添架しないこと。

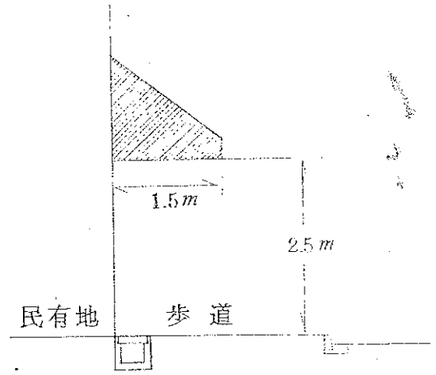
(12)　両端に側布等をつりさげないこと。

(13)　操縦かんのあるものは、これを道路に突出さないこと。

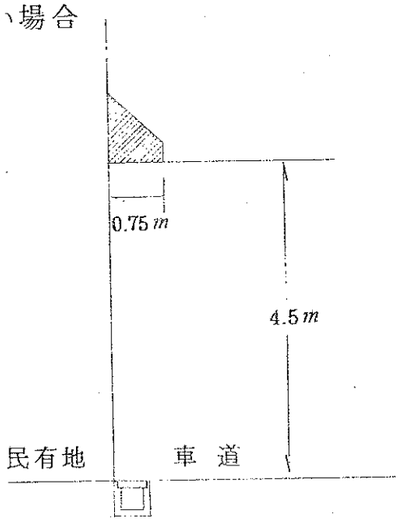
(ｱ)　歩道幅員が 2.5 メートル未満の場合



(ｲ)　歩道幅員が 2.5 メートル以上の場合



(ｳ)　歩道がない場合



（地下街）

第15条　地下街の占用については、「地下街の取扱いについて」昭和４８年７月３１日建設事務次官通達、及び「地下街に関する基本方針について」昭和４９年６月２８日建設省道路局長通達の規定に準拠すること。

（上空に設ける通路）

第16条　上空に設ける通路の占用については、「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」昭和３２年７月１５日建設事務次官通達の規定に準拠すること。

（地下に設ける通路）

第17条　地下に設ける通路の占用については、次に掲げるところによる。

(1)　地下通路の設置により、道路交通の安全緩和等に寄与するものであること。

(2)　既存の諸施設、又は計画中の公共施設の実施に支障を及ぼさないこと。

(3)　危険物の地下そうの設置してある場所から水平距離にして、２０メートル以上離れていること。

(4)　地下道の出入口は、原則として道路敷内に設けないこと。

(5)　構造は、鉄筋コンクリート又は鉄骨コンクリート造りとし、道路法等の規定による荷重に耐えられるものとすること。

（出入口通路橋）

第18条　出入口通路橋の占用については、次に掲げるところによる。

(1)　通路の占用面積は、必要最少限にすること。

(2)　道路（側溝を含む。）の効用を阻害しない構造であること。

(3)　車の出入口の為の占用については、道路が交差、接続、屈曲する場所で交通に支障がある場合は、認めない。

（露店、商品置場）

第19条　露店、商品置場、その他これに類する施設の占用については、次に掲げるところによる。

(1)　地方慣行の縁日、祭典、年の市等のため占用するものであり、公益上必要と認められるもの。

(2)　道路交通に、特に支障を及ぼさないものであること。

（看　板　類）

第20条　看板類の占用については、次に掲げるものに限る。

(1)　広報板、掲示板、案内板

(2)　自家用突出看板

(3)　電柱類添架巻付看板

(4)　街路灯添架看板

（広報板、掲示板、案内板）

第21条　広報板、掲示板、案内板の占用については、次に掲げるところによる。

(1)　官公署および自治会等の設置するものに限る。

(2)　法敷および有効幅員外に設けること。

(3)　法敷等のない道路にあっては、路端よりに設置し、歩車道の区別のある道路にあっては、歩道内の民有地側とする。

(4)　大きさは、高さ2.5メートル以下、長さ1.5メートル以下とする。

(5)　ひさしを設ける場合は、出巾0.3メートル以下とし、ひさしの下端は、路面上2.0メートル以上とする。

(6)　風雨、震動等に対し、容易に破損、倒壊しないものであること。

(7)　道路が、交差、接続、屈曲する場所には、設けないこと。

(8)　道路標識、消火栓、火災報知機の効用を阻害しないものであること。

(9)　広告物の添架は、行わないこと。

（自家用突出看板）

第22条　自家用突出看板の占用については、次に掲げるところによる。

(1)　1店舗1個とする。

ただし、タバコ、塩、切手の販売及び公衆電話等を表示する規格化された看板は除く。

(2)　高さについては、歩車道の区別のない道路では、4.5メートル以上とし、歩車道の区別のある道路の歩道上で、2.5メートル以上とする。

(3)　出巾については、歩車道の区別のない道路に設ける場合には0.75メートルまでとする。また、歩車道の区別のある道路の歩道部分に設ける場合には、歩道幅員が2.5メートル未満にあっては0.75メートルまでとし、歩道幅員が2.5メートル以上にあっては1.5メートルまでとする。

(4)　あつみについては、0.5メートル以下とし、最大断面積は2.0平方メートル以下とする。

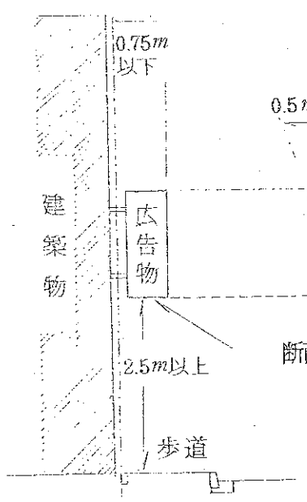
(5)　落下、破損、汚損しないような構造であること。

(6)　美観風致を害しないものであること。

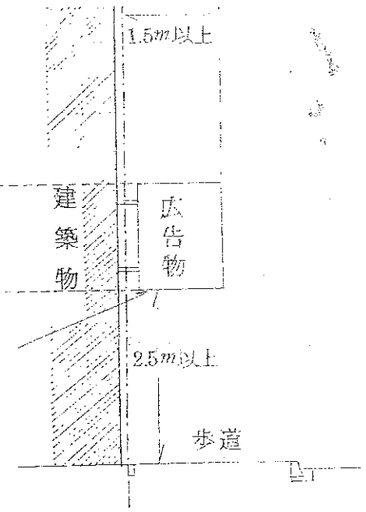
(7)　道路が交差、接続、屈曲する場所には設けないこと。

(8)　信号機、道路標識、消火栓等の効用を妨げないものであること。

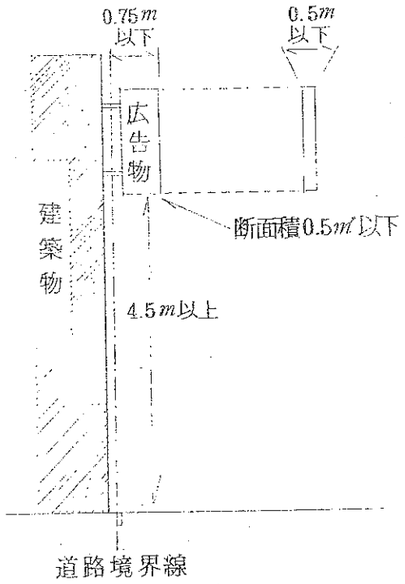
(ｱ)　歩道幅員が 2.5 メートル未満の場合



(ｲ)　歩道幅員が 2.5 メートル以上の場合



(ｳ)　歩車道の区別のない場合



（電柱類添架巻付看板）

第23条　電柱類添架巻付看板の占用については、次に掲げるところによる。

(1)　電柱類１本について添架・巻付けともに各１個とする。

(2)　添架看板については、縦 1.35 メートル、横 0.45 メートル以下とし、巻付け看板については、縦 1.5 メートル、横は柱の巾以下とする。

(3)　添架看板の下端の高さは、歩車道の区別のない道路では、4.5 メートル以上とし、歩車道の区別のある道路では、2.5 メートル以上とする。

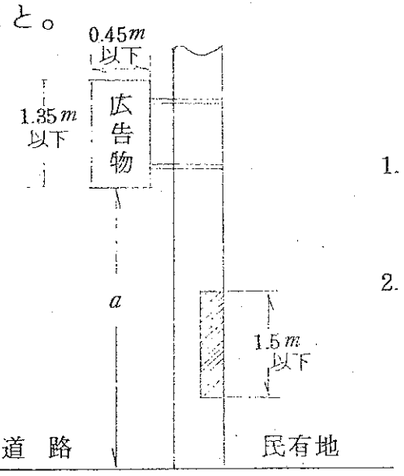
(4)　添架看板の掲出の方向は、歩車道の区別のない道路については民地側、その区別のある道路については歩道側とすること。

(5)　道路が交差、接続、屈曲部等で、視距をいちじるしく妨げるものでないこと。

(6)　落下、破損、汚損しない構造であること。

(7)　美観風致を害しないものであること。

(8)　信号機、道路標識、消火栓等の効用を妨げないものであること。



1. $a = 4.5\,m$ 以上（歩車道区分なし）
   $a = 2.5\,m$ 以上（歩道上）

2. 添架看板は民地側に取付けること。

（街路灯添架看板）

第24条　街路灯添架看板の占用については、次に掲げるところによる。

(1)　看板の添架は、街路灯１本につき１個とする。

(2)　添架看板の下端は、歩車道の区別のない道路では、4.5メートル以上とし、歩車道の区別のある道路では、2.5メートル以上とする。

(3)　看板の最大断面積は0.32平方メートル以下とし、また出巾については0.4メートル以下とする。

(4)　美観風致を害しないものであること。

（バス停標識）

第25条　バス停標識の占用については、次に掲げるところによる。

(1)　歩車道の区別のない道路では、法敷および有効幅員外に設け側溝の道路縁石に接して設置し、側溝のない場合には路端に設けること。

(2)　歩車道区別のある道路では歩道上とし、歩車道境界石に接して設けること。

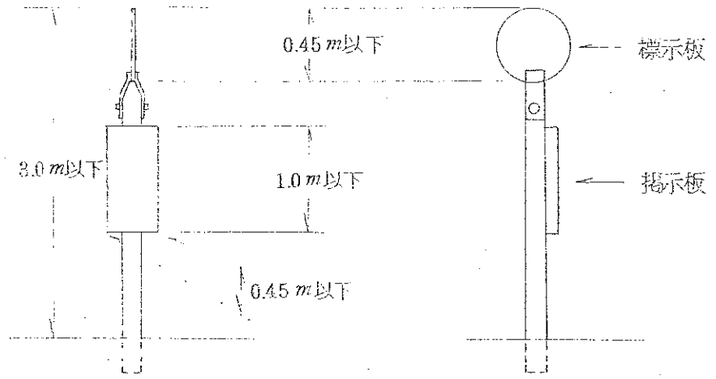
(3)　基礎部は、埋込式とすること。

(4)　柱の方径又は直径は0.1メートル以下、施設の上端は路面上から3.0メートル以下とすること。

(5)　交通信号機、道路標識、消火栓、火災報知機の効用を妨げないものであること。

(6)　掲示板の径は0.45メートル以下、縦1.0メートル以下とすること。

(7)　標示板の径は0.45メートル以下とすること。



（照明式バス停標識）

第26条　照明式バス停標識の占用については、次に掲げるところによる。

(1)　歩車道の区別のない道路では、待避所等で交通に支障のない場所とし、かつ側溝の道路縁石に接して設置し、側溝のない場合は、路端に設置すること。

(2)　歩車道の区別のある道路では、歩道上の車道寄りとし、かつ、残余歩道幅員が1.5メートル以上ある場所に設けること。

(3)　基礎部は、埋込式とすること。

(4)　歩行者および自転車の通行に危険でないものであること。

(5)　交通信号機、道路標識、消火栓、火災報知機の効用を妨げないものであること。

(6)　施設は、路面上から3.0メートル以下とすること。

(7)　照明表示ボックスの縦および横は0.45メートル以下とし、その高さは、全体の高さの４分の３以下とすること。

(8)　支柱の高さは、全体の高さの４分の１とすること。

(9) 風雨、震動等により容易に破損倒壊することのない構造とすること。

(10) 照明表示ボックスの使用材料は、こわれ易いガラス以外の不燃材料等とすること。

(11) 照明のための電線は、原則として地下埋設置線とすること。

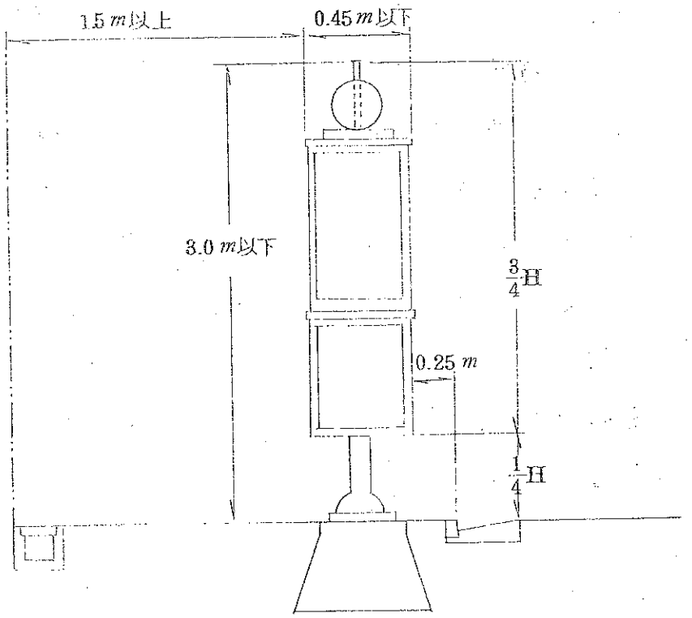
(12) 広告管理主体は、バス事業者に限ること。

(13) 広告を添架する場合は、進行車両の非対向面および歩行面とすること。

(14) 広告の広さは、各面とも照明表示ボックスの3分の1以下とし、その位置は、照明表示ボックスの最下段とすること。

(15) 美観風致を害しないものであること。

標　　準　　図



（標 柱 類）

第27条　標柱類の占用については、次に掲げるところによる。

(1) 公共上または公益上やむを得ないものに限る。

(2) 法敷および有効幅員外に設置すること。

(3) 法敷がなく、歩車道の区別のある道路では、歩道上の車道側とし、歩車道の区別のない道路には、原則として設置しないこと。

(4) 大きさは、一辺の長さ、または直径0.2メートル以下、高さは1.5メートル以下とすること。ただし、やむを得ない場合は、それぞれ0.3メートル・2.5メートル以下とすることができる。

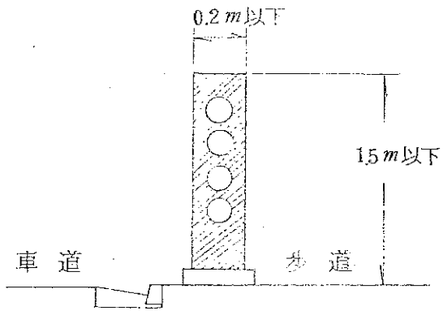
(5) 倒壊、破壊、汚損しないような構造であること。

(6) 美観風致を害しないものであること。

(7) 道路標識、消火栓、火災報知機の効用を妨げないものであること。

(8) 広告は入れないこと。

標　　準　　図



（旗　ざ　お）

第28条　旗ざおの占用については、次に掲げるところによる。

(1)　官公署および地方慣行の縁日、祭典、年の市等のため一時的に占用するものであり、公益上必要と認められるもの。

(2)　美観風致を害しないものであること。

(3)　道路が交差、接続、屈曲する場所には設けないこと。

(4)　道路標識、消火栓、火災報知機の効用を妨げないものであること。

（横　断　幕）

第29条　横断幕の占用については、次に掲げるところによる。

(1)　官公署および地方慣行の縁日、祭典、年の市等のため一時的に占用するものであり、公益上必要と認められるもの。

(2)　巾は、1.0メートル以下とする。

(3)　高さについては、歩車道の区別のない道路では、4.5メートル以上とし、歩車道の区別のある道路の歩道上で、2.5メートル以上とする。

(4)　美観風致を害しないものであること。

(5)　道路が交差、接続、屈曲する場所には設けないこと。

(6)　道路標識、消火栓、火災報知機の効用を妨げないものであること。

（標　識　類）

第30条　標識類の占用については、次に掲げるところによる。

(1)　公共上または公益上やむを得ないものに限る。

(2)　法敷および有効幅員外に設置すること。

(3)　法敷がなく、歩車道の区別のある道路では、歩道上の車道

側とし、歩車道の区別のない道路は、原則として設置しないこと。

(4)　大きさは、道路標識・区画線及び道路標示に関する命令の規定を準用する。

(5)　風雨、震動等で容易に破損・倒壊しないものであること。

(6)　美観風致を害しないものであること。

(7)　道路の交差、接続、屈曲する場所には、設けないこと。

(8)　交通信号機、道路標識、消火栓および道路照明の効果並びに街路樹の育成を阻害しないものであること。

(9)　広告は入れないこと。

（ア　ー　チ）

第31条　アーチの占用については、次に掲げるところによる。

(1)　公共団体、商工業団体等が設置するものに限る。

(2)　商工業団体等が設けるものにあっては、商工業団体の表示のみとする。

(3)　支柱の位置は、第2条の電柱類の規定に準用する。

(4)　施設物の高さについては、歩車道の区別のない道路では、路面から5.5メートル以上とし、歩車道の区別のある道路の歩道上では、路面から2.5メートル以上とする。

(5)　構造物は、不燃性のもので設置すること。

(6)　道路の交差、接続、屈曲する場所には設けないこと。

(7)　交通信号機、道路標識、消火栓および道路照明の効果並びに街路樹の育成を阻害しないものであること。

(8)　風雨、震動等で容易に破損、倒壊しないものであること。

(9)　美観風致を害しないものであること。

（工事用仮囲、足場その他の工事用施設）

第32条　工事用仮囲、足場その他の工事用施設の占用は、次に掲げるところによる。

(1)　歩車道の区別ある道路では、歩道幅員の１メートル以内の箇所に設け、歩行部分を確保することとし、歩車道の区別のない道路では、道路幅員の８分の１以下とし、１メートル以内の箇所に設けること。

(2)　掛出しを設ける場合、歩車道の区別のない道路では５メートル以上とし、歩車道の区別のある道路の歩道上では2.5メートル以上とする。

(3)　高層建築による危険防止の施設物を路上に突き出させる場合、高さについては路面から５メートル以上とすること。

(4)　倒壊、落下しないような構造とし、交通上の危険を防止するため、特に防護装置を十分に行うこと。

(5)　美観風致を害しないものであること。

(6)　道路標識、消火栓、火災報知機の効用を防げないものであること。

（建築材料一時置場）

第33条　建築材料一時置場の占用は、次に掲げるところによる。

(1)　歩車道の区別のある道路では、歩道幅員の１メートル以内の箇所に設け、歩行部分を確保することとし、歩車道の区別のない道路では、道路幅員の８分の１以下とし、１メートル以内の箇所に設けること。

(2)　道路の交差、接続、屈曲、横断歩道部等から３メートル以上の距離を保たせること。

(3)　側溝の排水、その他道路の構造に支障を生じないよう、十分に維持管理を行うこと。

(4)　必要と認められる場合には、材料の外周に保安施設を設けること。

参　考

通　達　抜　粋

川　西　市
庁内印刷

アーケードの取扱について

昭和三十年二月一日　建設省発住第五号
警察庁発備第二号
都道府県知事、都道府県警察本部長、都道府県公安委員会委員長、五大市公安委員会委員長宛
国家消防本部長、理政事務次官、警察庁次長通達

標記に関し、別紙の通りアーケードの設置基準を定めたから、左記の事項に御留意の上事務の処理に遺憾のないようにせられたい。

おつて、貴管下各当該機関に対しても、この旨御指導、御連絡願いたい。

記

一　アーケードの設置は、防火、交通及び衛生上の弊害を伴うものであるから、抑制の方針をとること。従つてこの基準は、その設置を奨励する意味を持つものではなく、相当の必要があつて真にやむを得ないと認められる場合における設置の最低基準を定めたものであること。

二　この基準は、建築基準法第四十四条第一項但書に規定する「公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物」に該当する建築物の確認、消防法第七条に規定する同意、道路法第三十二条第一項第四号に規定する「振動、騒よけその他これらに類する施設」の許可、道路交通取締法第二十六条第一項第四号に該当するものの許可等の権限の行使に際しての基準を示したものであるから、この基準の実施についての別段の措置を要しないこと。なお、この基準に適合するアーケードについては、消防法第五条に基く措置を命じないこと。

三　この基準に定めるアーケードの外、アーケード類似のものは認めないこと。

四　この基準に対する制限の附加、アーケードの設置禁止区域等（基準第二項第五号及び第二項第一号（一）は、アーケードの申請があつた際に定めても差支えないができれば、あらかじめ第五項の連絡協議会で決定して、適宜の方法によつて周知させておくことが望ましいこと。

五　アーケードの設置許可等に関する連絡及び調整を行うため、道路管理者、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設けること。

六　連絡協議会は、アーケードの設置の申請があつたときに開催されれば足りるが、その設置が予想されるような場合においては、あらかじめ開催し、第四項の事務打合せ等を行つておくことが望ましいこと。

七　各機関は、それぞれ自己の所管部分に関して諮詢を有すると共に、他の機関の所管部門に関する意見を尊重するものとし、許可等は、連絡協議会において各機関の意見が一致した場合に限り行うものとすること。

八　アーケードのうち、かんぎについては公益上の必要性により特に振興を緩和しているので、冬季人の通行を確保するため欠くことのできない場合以外は認めないこと。

九　アーケードが設置されたときは、市町村長は消防法第八条の規定により一防火責任者を定め、消防計画を立て、その訓練を行うべき建築物又は工作物としてアーケードを指定すること。

十　アーケードが設置されたときはやゝもすれば道路上にみだりに商品、立看板、自転車等を存置する傾向があり、常に平常時の円滑な通行を妨げるばかりでなく、火災等の災害時において、延焼の危険を増大し、消火及び防災活動を著しく阻害するおそれがあるので、このようなことのないように設置に取り締ること。

十一　アーケードの設置後これに臨時的な広告物、装飾等の装飾、塗装を行うときは、当然許可を要するものであるが、その外消防長又は消防署長は防火上支障がないよう設置者に対し指導を行うこと。

十二　法律に設置された既存のアーケードで、この基準に適合しない部分があるものについては、この基準に適合するよう指導するものとし、特に道路の占用期間を更新しようとする場合には、必ず所要の事項を指示すること。

十三　仮設のアーケードで、期間を限つて設置を認めたものについては、当該期間が経過したときは撤去を励行させること。

十四　次の通知は当然廃止されること。

建築基準法第四十四条第一項の公共用歩廊の取扱について（昭和二十六年、十一、十三、住発第五百五十一号各都道府県知事宛住宅局長通知）

建築基準法第四十四条第一項の公共用歩廊の取扱について（昭和二十六年、十二、三、道発第百九十六号各都道府県知事宛道路局長通知）

建築基準法第四十四条第一項の公共用歩廊の取扱について（昭和二十六年、十一、二十一、国消発第二百十三号各都道府県消防主務部長宛国消総務課長通知）

目次

一　通則
(1)　定義
(2)　公共性
(3)　交通
(4)　美観
(5)　制限の附加
(6)　変更又は提訴
二　道路の一側又は両側に設けるアーケード
(1)　設置場所及び周囲の状況
イ　市場の通行禁止道路
ロ　国道又は主要道路
ハ　通行の障害
ニ　都市計画上の支障
ホ　消防危険区域
ヘ　防火地域及び準防火地域
ト　側面建築物の構造
(2)　構造
イ　市道への突出禁止
ロ　道路中心の保有空間
ハ　高さの限度
ニ　材料
ホ　幅数
ヘ　隙の禁止
ト　天井の構造
チ　木造側面建築物による支持
リ　主要な部分の強度
ヌ　柱の径
ル　側面建築物の避難障害
ヲ　電気的絶縁
(3)　風根
イ　巾の限度
ロ　車道への突出禁止
ハ　切断又は断裂部
ニ　垂れ壁
ホ　消火足場
ヘ　開放部分
(4)　柱の位置
イ　道路の有効巾員
ロ　消防施設等との関係
ハ　側面建築物の避難障害
(5)　懸架物等
イ　装飾物等
ロ　電気工作物
三　道路の全面又は大部分をおおうアーケード
イ　道路巾員
ロ　背面道路
ハ　側面道路
ニ　側面建築物の構造
ホ　側面建築物の避難施設等
ヘ　火災通報設備
ト　高さの限度
チ　排煙施設
リ　登はん設備等
ヌ　消火足場
ル　交さ部分
四　壁根が定着していないアーケードの特例
五　仮設巨よけの特例
イ　設置期間
ロ　設置場所
ハ　屋根の材料
ニ　構造
ホ　屋根の構造
六　がんぎの特例
一　通則

(1)　この基準において、「アーケード」とは、日よけ、雨よけ、又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。

(2)　アーケードは、がんぎ又は商業の利便の向上のためにやむを得ないもので、且つ、相当の公共性を有するものでなければならない。

(3)　アーケードは、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路（道路交通取締法第二条に規定する道路をいう。以下同じ。）の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害するようなものであつてはならない。

(4)　アーケードは、都市の防火、衛生及び美観を害するものであつてはならない。

(5)　現地各機関は、アーケードを設置しようとする場所等の特殊性により、この基準のみによつては、通行上、防火上、安全上又は衛生上支障があると認めるときは、所要の制限を附加することができる。

(6)　この基準において現地各機関の裁量を認めているものを除く外、風土の状況、消防機械の種類、

つねそれ
ことが適
使用して
方式で使
他の部
の周辺を
は消防署
ない。
と防火区
ない。
、ガス等
令に定め
。
、金属可
ス栓と接
強制給排
ム管（両
安全弁を
。）を用い
として、立
どの太数と
入管である
識別措置を

建築物の構造等の特殊性により、この基準に定める制限の効果と同等以上の効果をもたらす他の方法がある場合、この基準の一部を適用する必要がない場合、又はこの基準の一部をそのまま適用することによつて通行上、防火上、安全上若しくは衛生上支障がある場合において、この基準の一部を変更して実施する必要があると認めるときは、それぞれ所管部門に応じ中央機関に連絡の上、その処理を行うものとする。

二

(1) 道路の一側又は両側に設けるアーケード

設置場所及び周囲の状況は、左の各号によらなければならないものとする。

イ 歩車道の区別のある道路の歩道部分又は車馬の通行を禁止している道路であること。

ロ 車道の巾員（軌道敷を除く。以下本号中に同じ。）が十一メートル未満の一級国道若しくは二級国道又は道路法第五十六条の規定により指定を受けた車道の巾員が九メートル未満の主要な都道府県道若しくは市道でないこと。

ハ アーケードの設置により、道路の円滑な通行を阻害するおそれのある場所でないこと。

ニ 都市計画広場又は都市計画街路で、未だ事業を完了していない場所でないこと。

ホ 引火性、発火性若しくは爆発性物件又は大量可燃物を取り扱う店舗の類が密集している区域その他の消防上特に危険な区域でないこと。

ヘ 防火地域内又は準防火地域内であること。

ト アーケードに面する建築物（以下「側面建築物」という。）のうち、防火上主要な位置にある外壁及び軒裏が、耐火構造又は防火構造であること。

チ 街路樹の生育を妨げない場所であること。

(2) 構造は、左の各号によらなければならないものとする。

イ 歩車道の区別のある道路においては、車道内に又は車道部分に突き出して設けないこと。

ロ 歩車道の区別のない道路においては、道路中心線から二メートル以内に又はその部分に突き出して設けないこと。但し、構造上やむを得ない突で、通行上及び消防活動上支障がない場合は、この限りでない。

ハ 地盤面からの高さ四・五メートル以下の部分には、柱以外の構造部分を設けないこと。但し、歩車道の区別のある道路の歩道部分に設ける場合で、且つ、側面建築物の軒高が一般的に低く二階の窓からの避難を妨げるおそれがある場合においては、地盤面からの高さ三メートルを下らない範囲内で緩和することができる。

ニ アーケードの材料には不燃材料を用いること。但し、柱並びに主要な梁及び桁には、アルミニウム、ジュラルミン等を、屋根には、網入ガラス以外のガラスを、それぞれ用いないこと。

ホ 階数は、一であること。

ヘ 壁を有しないこと。

ト 天井を設ける場合は、防火、排煙、換気、通行等に支障がない構造とすること。

チ 木造の側面建築物に支持させないこと。

リ アーケードは、積雪、暴風等に対して安全なものであること。

ヌ 柱は、なるべく鉄管類を用い、安全上支障がない限り細いものとすること。

ル 側面建築物の窓等からの避難の妨げとならないようにすること。

ヲ アーケードに電気工作物を設ける場合は、木造の側面建築物と電気的に絶縁するようにつとめること。

(3) 屋根は、左の各号によらなければならないものとする。

イ 歩車道の区別のない道路に設ける場合の屋根の水平投影巾は三メートル以下とすること。

ロ 歩車道の区別のある道路に設ける場合には、屋根の下端等が絶対に車道部分に突出しないようにすること。

ハ 屋根には、アーケードの延長五十メートル以下ごとに、桁行〇・九メートル以上を開放した切断部又は高さ〇・五メートル以上を開放した桁行一・八メートル以上の断層部を設けること。但し、屋根にアルミニウム等の火災の際とけやすい材料を使用し、消防上支障がないと認めるときはこれを緩和することができる。

ニ 屋根の下面には、アーケードの延長おおむね十二メートル以下ごとに鉄板等の垂れ壁を設けること。但し、前号但書の部分等でほのほの伝走のおそれがない場合は、この限りでない。

ホ 屋根面上は、おおむね六メートルごとに、火災の際その上部で行う消防活動に耐えうる構造とした部分を設け、その部分の巾を〇・六メートル以上とし、且つ、その部分に着色等の標示をすると共に要すればすべり止め及び手すりを設けること（以下これらの部分を「消火足場」という。）。

ヘ 屋根面（消火足場で〇・八メートル以下の巾の部分及び越屋根の部分を除く。）の面積の五分の二以上を地上から簡便且つ確実に開放しうる装置を設けること。但し、屋根（天井を有するときは天井面）が四分の一以上の勾配で側面建築物に向つて下つて居りその水平投影巾が三メートル以下であつて、且つ、アーケードの下の排煙、換気に支障がない場合においてはこの限りでない。

(4) 柱の位置は、左の各号によらなければならないものとする。

イ 道路に設置する場合にあつては路端寄りに設けること。但し、歩車道の区別のある道路であつて歩道巾員三メートル未満の場合には、歩道内の車道寄りに限り、歩道巾員三メートル以上の場合には歩道内の車道寄りにも設けることができる。

ロ 消防用機械器具、消火栓、火災報知機等、消防の用に供する施設、水利等の使用及び道路の附属物の機能を妨げるおそれのある位置並びに道路の隅切部分に設けないこと。

ハ 側面建築物の非常口の直前及び両端から一メートル以内で避難の障害となるおそれのある位置に設けないこと。

(5) 添架物等は、次の各号によらなければならないものとする。

イ 恒久的な広告物等の塗装若しくは添架又は恒久的な装飾をしないこと。但し、アーケードの両端（切断部、断層部等を含まないものとする。）における地名、街区名等の標示で、不燃材料のみで構成され、アーケードの梁以上の高さに設けられるものについては、この限りでない。

ロ 電気工作物は、アーケードの軒先から〇・二メートル以内又は消防用発はん設備から一メートル以内の部分その他消防活動上特に障害となる部分には施設しないこと。

三 道路の全面又は大部分をおおうアーケード

道路の全面をおおい、又は道路中心線から二メートル以内に突き出して設けるアーケードは、前項各号（第一号ロ、ト、第二号イ、ロ、ハ及び第三号イを除く。）によるの外、左の各号によらなければならないものとする。

イ 道路の巾員が四メートル以上且つ八メートル以下であること。

ロ 側面建築物の各部分から、側面建築物の前面以外の方向二十五メートル以内に巾員四メートル以上の道路若しくは公園、広場の類があること。但し、前段に規定する距離が五十メートル以内で、その間に消防活動及び避難に利用できる道路がある場合は、この限りでない。

ハ 側面建築物の延長おおむね五十メートル以下ごとに避難上有効な道路があること。但し、周囲の状況により避難上支障がないときは、この限りでない。

ニ 側面建築物の延焼のおそれのある部分にある外壁及び軒裏は耐火構造又は防火構造であり、且つ、それらの部分にある開口部には防火戸が設けられていること。但し、この場合、敷地とアーケードを設置する道路との境界線は、隣地境界線とみなす。

ホ 側面建築物は、既存のものについても、建築基準法施行令第百十四条及び第五章第一節並びに火災予防条例の規定に適合していること。但し、防火上、避難上支障がない場合は、この限りでない。

ヘ 火災発生の際に、これを区域内に周知させるために有効な警報装置及びアーケードを設置しようとする道路の延長おおむね百五十メートル以下ごとに消防機関に火災を通報することのできる火災報知機が設けられていること。

ト 柱以外の構造部分の高さは、地盤面から六メートル以上であること。但し、側面建築物が共同建築等で軒高が一定し、消防活動上及び通行上支障がないときは、当該軒高及び地盤面からの高さ四・五メートルを下らない範囲内で緩和することができる。

チ 屋根面は、断層部分又は消火足場と交さする部分を除き、その全長にわたつてアーケードの巾員の八分の一以上を常時開放しておくこと。但し、換気、排煙の障害となるおそれのない場合には越屋根の類を設けることができる。

リ アーケードを設置しようとする道路の延長五十メートル以下ごとに屋根面上に登はんできる消防進入用の設備及びこれに接して消防隊用の消火栓並びにこれに接続する立管及びサイアミーズコネクションを設けること。但し、街区又は水利の状況により消防上支障がないときは、その一部を緩和することができる。

ヌ 前号の設備及び各消火足場を道路の延長方向に連絡する消火足場を設けること。

ル その巾員の全部をアーケードでおおわれた道路と交ささせるときは、交さする部分を開放し、又は高さ〇・五メートル以上を開放した断層部とすること。

四 屋根が定着していないアーケードの特例

屋根に相当する部分にガラス以外の不燃材料又は防炎処理をした天幕の類を使用しその全部を簡単に撤去することができ、且つ、容易に地上から開放できる装置をつけたアーケードで、交通上支障のない場合においては第二項中第二号ニ、第三号ロ、ハ、ニ、ホ及び第三項中イ、チ、リ、ヌは適用しない。

五 仮設日よけの特例

夏季仮設的に設ける日よけで、期間終了後は全部の構成材料が撤去されるものについては、第二項中第一号イ、ハ、ホ、第二号イ、ロ、ハ、ホ、ヘ、ト、リ、ヌ、ル、第三号イ、ロ、ハ、第四号全部及び第三項中ト、ルの規定のみを適用する外、左の各号によらなければならないものとする。

イ 設置期間は六月から九月までの四箇月以内であること。

ロ 歩車道の区別のある道路の歩道部分のみに設けるものであること。

但し、歩車道の区別のない道路にあつてアーケードの延長及び巾員並びに附近の建築物、道路、消防水利その他周囲の状況から、通行上、消防上支障がない場合は、この限りでない。

ハ 屋根の材料はビニール、よしず、天幕等軽量で、且つ、延焼の媒介となるおそれの少ないものであること。

ニ 構造は、容易に破壊消防を行いうるような簡易なものであること。

ホ 延長十二メートル以下ごとに少くとも屋根の部分を撤去しやすいように独立の構造としたものであること。

六 がんぎの特例

がんぎについては、第二項中第一号イ、ロ、ハ、第二号イ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、第三号イ、ロ、ニ、第四号全部及び第五号全部のみを適用する。但し、地方の特殊事情によりこれらの規定の一部又は全部を適用しないことができる。

●道路の上空に設ける通路の取扱等について

昭和三十二年七月十五日 建設省発住第三七号 国消発第八六〇号 警察庁乙備発第一四号
都道府県知事、都道府県公安委員会委員長宛 建設事務次官、国家消防本部長、警察庁次長通達

建築基準法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百一号）、建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第九十九号）及び道路法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第百号）の施行に伴い、道路の上空に設ける渡り廊下等の通路について別紙のとおり許可基準を定めたが、この基準は、建築基準法第四十四条第一項但書の許可、消防法第七条の同意、道路法第三十二条第一項又は第三項の許可、道路交通取締法第二十六条第一項の許可等をする場合の基準を示したものであるから、左記事項に御留意の上、この許可基準にのつとりこれらの法令の適正な運用を期するとともに、事務の処理に遺憾のないようにされたい。

なお、建築基準法の一部改正により、公共用歩廊を道路内に設ける場合においては、特定行政庁の許可を要することとなつたが、これについては、従来どおり、昭和三十年二月一日付国消発第七十三号、建設省発住第五号、警察庁発備第二号通達に示す方針によつて取り扱われたい。

おつて、貴管下各機関に対しても、この旨御指導御連絡願いたい。

記

一 許可等に関する事務の連絡及び調整を行うため関係のある道路管理者、特定行政庁、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設けること。

二 各機関は、それぞれ所管事項に関して責任を有するとともに、他の機関の所管事項に関する意見を尊重するものとし、連絡協議会において各機関の意見が一致した場合に限り、許可等をするものとすること。

三 連絡協議会は、許可等の申請があつたとき開催するものとするが、必要があるときは、あらかじめ開催し、この許可基準に対する制限の附加等に関する事務の打合せを行い、必要に応じ適宜の方法により周知させること。

四 道路の上空に通路を設けることは、安全上、防火上、衛生上その他都市計画的な見地からいろいろ問題が多いので設置場所、位置等について慎重に検討し、みだりに設置を認めないこと。

五 市町村長（都の特別区の存する区域については知事）は、道路の上空に通路が設けられた場合において必要があると認めるときは、通路とこれを設けた建築物とを一体として消防法第八条の規定によりその所有者等が防火責任者を定め、消防計画を立て、その訓練を行うべき建築物として指定すること。

六 避難のための通路を道路の上空に設けた場合においても、建築基準法施行令の避難階段等の規定は、緩和されるものではないこと。

七 道路の上空に通路が設けられた場合においては、ややもすれば通路内又はその下の道路上にみだりに商品、立看板、自転車等を存置するようになり易いので、このようなことがないように厳重に取締ること。

八 各機関は、道路を横断する通路その他特殊な通路については、この基準に抵触しないものであつても、当分の間、それぞれ中央機関に連絡の上、その処理を行うこと。

別紙

道路の上空に於ける通路の許可基準

一 通則

(1) 道路の上空に於ける渡り廊下その他の通路（以下「通路」という。）は、建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものでなければならない。

(2) 通路は、交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのあるものであつてはならない。

(3) 通路は、たとえ臨時的であつても売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供してはならない。

(4) 通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものであつてはならない。また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部を採光に有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建築基準法第二十八条第一項の規定に適合する場合に限りこれを設けることができる。

(5) 通路は、消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものであつてはならない。

(6) 通路の規模は、常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際避難する人数に応じて最小限度とすることとし、その階数は一とし、その巾員は六メートル以下としなければならない。

(7) 通路は、信号機若しくは道路標識の効用を妨げ、又は道路の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けなければならない。

(8) 各機関は、通路を設けようとする場所等の特殊性により、この基準のみによつては、通行上、防火上、安全上、衛生上その他周囲の環境保持上支障があると認めるときは、所要の制限を附加するものとする。

(9) 各機関は、風土の状況、消防機械の種類、建築物の構造等の特殊性により、この基準に定める制限の効果と同等以上の効果をもたらす他の方法がある場合若しくはこの基準の一部を適用する必要がない場合又はこの基準をそのまま適用することによつて通行上、防火上、安全上、衛生上その他周囲の環境保持上支障がある場合において、この基準の一部を変更して実施し、又はその一部の適用を除外する必要があると認めるときは、それぞれ中央機関に連絡の上、その処理を行うものとする。

二 通路の設置数及び設置場所

通路の設置数及び設置場所は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 通路は、同一建築物について一箇とすること。ただし、建築物の用途及び規模によりやむを得ないと認められる場合においては、建築基準法施行令第百四十五条第一項第一号又は第三号に該当するもの一箇、同項第二号に該当するもの一箇、計二箇とすることができる。

(2) 通路は、次に掲げる場所に設けないこと。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、(ロ)の水平距離を縮少することができる。

(イ) 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所

(ロ) 通路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離十メートル以内の場所

三 通路の構造

通路の構造は、次の各号に掲げるところによらな

ければならない。

(1) 通路の防火措置は、次に掲げるところによること。ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(イ) 通路を設ける建築物から五メートル以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。）及びはりは耐火構造とすること。

(ロ) 通路と通路を設ける建築物との間には随時開けることができる自動閉鎖の甲種防火戸を設けること。

(ハ) 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、その建築物の火災によつて通路による避難に支障がある場合には、その開口部に防火戸を設ける等通路による避難が安全である上うに適当な措置を講ずること。

(ニ) 通路には、適当な排煙の措置を講ずること。

(2) 通路の路面からの高さは、階線、階車線等の路面からの高さを考慮し、これらの物件に支障を及ぼさないような高さ（五・五メートル程度以上）とすること。

(3) 通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。

(4) 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状に応じて、適当な構造とすること。

(5) 通路の構造計算をする場合、積載荷重は、床、柱、大ばり又は基礎に対して一平方メートルにつき五〇〇キログラム以上とし、水平震度は〇・二以上、鉛直震度は〇・一以上とすること。

(6) 通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。

(7) 通路には、適当な雨どい及び多雪地にあつては雪止めの設備を設けること。

(8) 通路の外部には、恒久的であると臨時的であるとをおず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。

◎高架道路の路面下の占用許可について

（昭和四十年八月二十五日道発第三百六十七号）
（北海道開発局長、各地方建設局長、各都道府県知事、六大市長、日本道路公団総裁、首都高速道路公団理事長、阪神高速道路公団理事長宛 道路局長通達）

最終改正　昭和四七・三・一七道政発第一七号

標記に関し、別紙のとおり高架道路下占用許可基準を定めたから、下記の事項に留意の上事務の処理に遺憾のないようにせられたい。

なお、高架道路の路面下の占用許可については、昭和三十三年十一月二十八日道発第四九七号及び昭和三十七年九月四日道発第三七七号をもつて、また、地下街の占用許可については、昭和三十二年五月二十九日道発第一四七号の二をもつて、当局との事前協議を求めてきたところであるが改正協議を経ずして占用許可を行なつている例があり、遺憾に思われるので、今後このようなことのないよう当局と事前協議を厳守されたい。

おつて、貴管下各当該機関に対しても、この旨御指導、御連絡願いたい。

記

一　高架道路の路面下の占用は、道路の管理上好ましくないので、抑制の方針をとること。したがつて、本基準は、その占用を奨励する意味を持つものではなく、相当の必要があつて真にやむを得ないと認められる場合における占用の基準を定めたものであること。

二　道路の占用は、元来用地補償とは別個の問題であるから、高架道路の用地交渉段階において被買収者に占用を約束するが如き行為は、厳に慎しむべきこと。

三　事前協議は文書をもつて行なうものとし、次に掲げる図書を添附すること。

(1) 位置図
(2) 平面図
(3) 縦断面図
(4) 横断面図
(5) 占用物件の設計図
(6) 占用する土地の丈量図
(7) 占用面積計算図
(8) 占用物件の工事概要書
(9) その他法第三十二条第二項各号に掲げる事項を記載した書類

四　高速自動車国道、都市内高速道路その他の道路で、相当区間連続して高架化されているものについては、路面下の全体的な利用計画を作成し、位置図、平面図、断面図その他の必要な資料を添付して当局に事前協議すること。

なお、当該利用計画について当局の承認が得られた場合においては、当該利用計画に基づく占用で、自動車駐車場、広場、遊歩道その他の公共的施設に係るものに限り、あらためて事前協議する必要がないものとする。

（別紙）

高架道路下占用許可基準

一　趣旨

高架の道路の路面下（以下「高架下」という。）の占用については、道路の構造の保全、利用形態等において従来の平面道路の場合と著しく異なるものがあることにかんがみ、この占用許可基準に従い公正妥当な占用許可を行ない、道路管理の適正を期するものとする。

二　方針

(1) 高架下の占用は、道路管理上及び土地利用計画上十分検討し、他に余地がないため必要やむを得ない場合でなければ、許可してはならない。

(2) 次の一に該当する高架下の占用は、許可しないものとする。

イ　都市分断の防止又は空地確保を図るため高架道路とした場合の当該高架下の占用

ロ　道路管理者が禁漏経験者の意見を聞いてあらかじめ策定した高架下利用計画に適合しないもの

ハ　一部車線を高架とした場合における当該高架下又は高架道路の出入口附近の占用

(3) 高架下の占用許可にあたつては、公共的ないし公益的な利用を優先するものとする。

(4) 高架下の占用は、原則として道路管理者と同等の管理能力を有する者に一括して占用させるものとする。

(5) 高架下の占用物件は、次に掲げるものに限るものとする。

イ　駐車場、公園緑地等都市内の交通事情、土地利用等から必要と認められるもの

ロ　警察、消防、水防等のための公共的施設

ハ　倉庫、事務所、店舗その他これらに類するもので、災害発生時における利用者の避難施設として屋上連結通路を設置することが特に必要と認められるものであること。

(2) 屋上連結通路を設置する建築物は、それぞれ同一の管理者が管理するものであつて、高さが三十一メートルをこえないものであること。

(3) 屋上連結通路が占用する道路は、幹線道路以外の道路であつて、歩員が十六メートルをこえないものであること。

(4) 屋上連絡通路は、屋根を有しないものとし、その主要な部分は鉄骨、鉄筋コンクリートまたは鉄骨鉄筋コンクリートで、その他の部分は不燃材料で造られたものであること。

(5) 屋上連結通路は、これを設置する建築物の一部に該当するものとして、その安全性等について建築主事の確認を受けたものであること。

(6) 屋上連結通路は、その側面に人の転落または物の落下を防止するために必要な防護さく等の施設が設置されたものであること。

(7) 屋上連結通路は、これを設置する建築物にすでに一または二の上空通路が設置されている場合にあつては、これらの通路の垂直投影上の範囲内に設置されるものであること。

◎建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて

（昭和四十六年十月十一日　建設省道政発第百七号）
（各都道府県土木部長、地方建設局道路部長、十大市土木局長等、北海道開発局道路部長、沖縄総合事務局建設部長、日本道路公団総裁、阪神高速道路公団理事長宛 建設省道路局路政課長通達）

標記のことについて、別紙のとおり内規を定めたので通知する。

各都道府県にあつては、管下の各道路管理者（地方道路公社を含む。）にもこの旨通知願いたい。

別紙

建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて

（昭和四十六年十月十一日　建設省道路局内規）

建築物の屋上部を連結する通路（以下「屋上連結通路」という。）の設置に係る道路の占用の許可については、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和三十二年七月十五日建設省発住第三十七号、国消発第八百六十号、警察庁乙備発第十四号）によるほか、同通達の別紙「道路の上空における通路の許可基準」の一の(9)による特例扱いとして、当分の間、下記により処理するものとする。

記

1　占用の許可手続き

屋上連結通路の設置に係る道路の占用の許可は、上記通達の一による連絡協議会において関係各機関の意見が一致した場合に限つて行なうものとし、道路管理者は、関係各機関の意見を付して建設省道路局に事前に協議するものとする。

なお、この場合において、道路管理者以外の関係各機関は、それぞれ中央機関に連絡のうえ、その了解を得るものとする。

2　占用の許可基準

屋上連絡通路の設置に係る道路の占用の許可は、下記の基準に適合する場合に限つて行なうものとする。

(1) 屋上連結通路を設置する建築物は、著しく多数の公衆が利用し、かつ、その利用者が屋上部または上層階に集中する傾向のある百貨店その他これに類するものであつて、災害発生時における利用者の避難施設として屋上連結通路を設置することが特に必要と認められるものであること。

(2) 屋上連結通路を設置する建築物は、それぞれ同一の管理者が管理するものであつて、高さが三十一メートルをこえないものであること。

(3) 屋上連結通路が占用する道路は、幹線道路以外の道路であつて、歩員が十六メートルをこえないものであること。

(4) 屋上連絡通路は、屋根を有しないものとし、その主要な部分は鉄骨、鉄筋コンクリートまたは鉄骨鉄筋コンクリートで、その他の部分は不燃材料で造られたものであること。

(5) 屋上連結通路は、これを設置する建築物の一部に該当するものとして、その安全性等について建築主事の確認を受けたものであること。

(6) 屋上連結通路は、その側面に人の転落または物の落下を防止するために必要な防護さく等の施設が設置されたものであること。

(7) 屋上連結通路は、これを設置する建築物にすでに一または二の上空通路が設置されている場合にあつては、これらの通路の垂直投影上の範囲内に設置されるものであること。

◎高架道路の路面下の占用許可について

（昭和四十年八月二十五日道発第三百六十七号）
（北海道開発局長、各地方建設局長、各都道府県知事、六大市長、日本道路公団総裁、首都高速道路公団理事長、阪神高速道路公団理事長宛 道路局長通達）

最終改正　昭和四七・三・一七道政発第一七号

標記に関し、別紙のとおり高架道路下占用許可基準を定めたから、下記の事項に留意の上事務の処理に遺憾のないようにせられたい。

なお、高架道路の路面下の占用許可については、昭和三十三年十一月二十八日道発第四九七号及び昭和三十七年九月四日道発第三七七号をもつて、また、地下街の占用許可については、昭和三十二年五月二十九日道発第一四七号の二をもつて、当局との事前協議を求めてきたところであるが改正協議を経ずして占用許可を行なつている例があり、遺憾に思われるので、今後このようなことのないよう当局と事前協議を厳守されたい。

おつて、貴管下各当該機関に対しても、この旨御指導、御連絡願いたい。

記

一　高架道路の路面下の占用は、道路の管理上好ましくないので、抑制の方針をとること。したがつて、本基準は、その占用を奨励する意味を持つものではなく、相当の必要があつて真にやむを得ないと認められる場合における占用の基準を定めたものであること。

二　道路の占用は、元来用地補償とは別個の問題であるから、高架道路の用地交渉段階において被買収者に占用を約束するが如き行為は、厳に慎しむべきこと。

三　事前協議は文書をもつて行なうものとし、次に掲げる図書を添附すること。

(1) 位置図
(2) 平面図
(3) 縦断面図
(4) 横断面図
(5) 占用物件の設計図
(6) 占用する土地の丈量図
(7) 占用面積計算図
(8) 占用物件の工事概要書
(9) その他法第三十二条第二項各号に掲げる事項を記載した書類

四　高速自動車国道、都市内高速道路その他の道路で、相当区間連続して高架化されているものについては、路面下の全体的な利用計画を作成し、位置図、平面図、断面図その他の必要な資料を添付して当局に事前協議すること。

なお、当該利用計画について当局の承認が得られた場合においては、当該利用計画に基づく占用で、自動車駐車場、広場、遊歩道その他の公共的施設に係るものに限り、あらためて事前協議する必要がないものとする。

（別紙）

高架道路下占用許可基準

一　趣旨

高架の道路の路面下（以下「高架下」という。）の占用については、道路の構造の保全、利用形態等において従来の平面道路の場合と著しく異なるものがあることにかんがみ、この占用許可基準に従い公正妥当な占用許可を行ない、道路管理の適正を期するものとする。

二　方針

(1) 高架下の占用は、道路管理上及び土地利用計画上十分検討し、他に余地がないため必要やむを得ない場合でなければ、許可してはならない。

(2) 次の一に該当する高架下の占用は、許可しないものとする。

イ　都市分断の防止又は空地確保を図るため高架道路とした場合の当該高架下の占用

ロ　道路管理者が禁漏経験者の意見を聞いてあらかじめ策定した高架下利用計画に適合しないもの

ハ　一部車線を高架とした場合における当該高架下又は高架道路の出入口附近の占用

(3) 高架下の占用許可にあたつては、公共的ないし公益的な利用を優先するものとする。

(4) 高架下の占用は、原則として道路管理者と同等の管理能力を有する者に一括して占用させるものとする。

(5) 高架下の占用物件は、次に掲げるものに限るものとする。

イ　駐車場、公園緑地等都市内の交通事情、土地利用等から必要と認められるもの

ロ　警察、消防、水防等のための公共的施設

ハ　倉庫、事務所、店舗その他これらに類するもの

◎照明式バス停留所標識（広告付）の道路占用について

（昭和四十九年二月一日　建設省道政発第五号）
（各地方建設局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、日本道路公団総裁等宛 建設省道路局長通達）

標記については、昭和四十八年十二月二十日付け自旅第四百三号で運輸省自動車局長から別紙写しのとおり依頼があつたところであるが、これはバス輸送改善対策の一環としてバス利用者の利便を図るためのものであり、事情やむを得ないものと考えられるので、本件に関する道路の占用の許可の基準については、下記の基本方針によることとしたが、細部については、貴課において地域ごとに統一的な占用許可基準を定め、道路管理上支障のないよう取り計られたい。

なお、広告物の取扱いについては、屋外広告物法及び屋外広告物条例との関連があるので、これらの関係機関と十分な連絡調整のうえ、適正な処理を行うこととされたい。

追つて、貴職より貴管下道路管理者に対しても周知方お取り計らい願いたい。

記

ることが適
例して
方式で使
の他の部
の周辺を
は消防署
ない。
と防火区
ない。
、ガス栓
令に定め
。
、金属可
ス栓と接
(照射給排
ム管（両
安全弁を
る）を用い
。
として、立
。
少の本数と
人員である
識別標識を
ただ、
こと。
ーミナ
体とし
、それ
行を確
と。
には限
眠とは
る頻度
地上へ
施設の駐
待ち時合
の防火
ま。な
通過す
設を設け
る。ただ
次に消火
トル以内
あつて

1　設置場所

歩車道の区分のある道路の歩道上または歩車道の区分のない道路における停車所等で交通に支障のない場所とする。

2　規格

標識は、本の支柱と両方体の照明表示ボックスから構成されるものを標準とし、支柱の高さ（路面から照明表示ボックスの最下部までの支柱の高さをいう。）は、照明表示ボックスの高さの合計は三・〇メートル以下、照明表示ボックスの最大幅は〇・四五メートル以下とする。

また、支柱の高さは、標識全体の高さのおおむね四分の一とする。

3　広告

広告は、歩行者用の非対向面及び歩道面の二面に限定するものとし、広告面の広さは、照明表示ボックスの各面の広さの三分の一以下で、その位置は、照明表示ボックスの最下段とする。

4　管理主体

バス停留所標識と広告物の占用主体は同一人とし、原則としてバス事業者とする。

◎バス停留所の上屋の道路占用の取扱いについて

（昭和五十二年十二月二十七日道政発第七十二号　各地方建設局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、各都道府県知事、各指定市長、各道路公社理事長宛　道路局長通達）

標記については、昭和五二年一一月二二日付自治第三九八号で運輸省自動車局長から別紙写しのとおり協力依頼があったところであるが、これはバス輸送改善対策の一環としてバス利用者の利便を図るため、やむを得ないものと思料されるので、道路管理上支障のない場合にあっては、左記の道路占用の取扱いに関する基本方針に従いその運用に遺憾なきを期されたい。

また、バス停留所の上屋（以下「上屋」という。）の道路占用の許可に際し、建築基準法第六条、消防法第七条又は道路交通法第七七条の許可等が必要な場合には、これらの関係機関とも十分な連絡調整のうえ適正な処理を行うこととされたい。

おって、貴職より貴下道路管理者に対しても周知徹底方お取り計らい願いたい。

記

一　設置場所

(一)　歩車道の区別のある道路にあっては、車道が原則として三メートル以上の歩道部分とすること。

(二)　歩車道の区別のない道路にあっては、道路の法敷等とすること。

(三)　及び(四)の場所以外で道路管理上支障のない場所とすること。

二　構造等

(一)　上屋の主要構造部は鋼材等、屋根は不燃材料を用いることとし地震、風圧、積雪荷重等に対し十分に安全な構造とすること。

(二)　支柱の位置は、原則として記一の(三)にあっては車道側、同(四)にあっては民地側とする。

(三)　上屋の幅は、原則として二メートル以下とする。ただし、五メートル以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場については、この限りでない。

(四)　上屋の長さは、原則として一二メートル以下とする。ただし、駅前広場等の島式乗降場については、この限りでない。

(五)　上屋の高さは、原則として路面より二・五メートル以上三・五メートル以下とすること。

(六)　上屋の主要構造部は他の建築物（公共用歩廊を含む。）に接続しないものとすること。

(七)　上屋は雨水の処理を考慮した構造とすること。

(八)　上屋の色彩は原則として淡色とし、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとすること。

(九)　上屋は原則として壁面を有しないこととし、ただし、風雪等のため特に壁面を設ける必要があり、かつ道路管理上支障のない場合においては、この限りでない。

(十)　上屋には広告物等の添加及び塗装又は装飾のための照明施設の設置は認めないこと。ただし、照明施設はこの限りでない。

三　占用主体及び管理

(一)　占用主体は路線バス事業者とすること。

(二)　上屋の設置に関連してベンチ、灰皿等を設置することは、原則として認めないこと。

(三)　上屋の設置に関連して広告物を添加することは、原則として当該協議会の構成機関が支障がないと認めた場合に限り行なわれるよう配慮するものとする。

(四)　その他

(一)　既に占用を許可した上屋で、本基準に適合しないものについては、占用許可の更新時、上屋の修繕時等の機会を利用して逐次本基準に適合するよう指導すること。

(二)　細部については、各道路管理者は地域ごとの実情に応じた統一的基準を設け、道路管理上支障のないよう措置すること。

（別紙）

路線バスに係る停留所施設における上屋の設置促進について（依頼）

（昭和五二年一一月二二日自旅第三九八号　運輸省自動車局長より建設省道路局長あて）

費敵におかれましては、常日頃バス輸送の改善に対し、理解と協力をいただき感謝致しております。

運輸省としては、バス輸送改善対策の一環として、バスを利用しやすいものとするため従来から停留所施設における上屋の設置を促進しているところであり、利用者はじめ関係者から広く好評を得ているものであります。

今後はより利便性の高い本格的なものも含め、さらに設置を促進することとしておりますので、これが設置の円滑化につき格段の御便宜を図られるとともに道路管理者への指導方よろしくお願い致します。

◎地下街の取扱いについて

（昭和四十八年七月三十一日建設省都計発第七一号、消防安第一号、警察庁乙交発第五号、都道府県知事、指定都市市長、都道府県公安委員長、日本国有鉄道総裁宛　建設事務次官、警察庁次長、運輸事務次官、消防庁長官、資源エネルギー庁長官通達）

最終改正　昭和五五年一〇月九日

地下街については、一般的に防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点から問題が多いのみならず、これを道路、駅前広場その他の公共施設の地下に設ける場合には、当該公共施設の管理上の支障を生じまた将来の利用を制約するおそれがあるので、かねてからその設置を厳に抑制してきたところである。

しかるに、地下街の新たな設置、規模等の変更があとを絶たないのみならず、既設のものについても、防災、衛生及び発生する交通の処理等に関して改善の必要が指摘されるものが増加していることにかんがみ、今般地下街の規制に関する取扱方針を下記のとおり定めたので、貴職においては、これを十分配慮のうえ、その処理について遺憾のないようにされたい。

おって、貴管下各関係機関に対しても、この旨徹底方御配意願いたい。

記

一　道路、駅前広場その他の公共施設等にかかる地下街（地下街とは、一般公共の用に供される地下工作物内の道（地下道）に面して設けられた店舗、事務所その他これに類するもの（道路の通路物の地階とみなされるものを除く。）の一団（地下道を含む。）をいう。以下同じ。）の新設または増設は、今後厳に抑制するものとする。

ただし、公益上真にやむを得ないものについては、防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点から、設置計画及び管理運営方法に関して、あらかじめ十分な措置を講ぜしめるとともに、供用開始後の指導監督を強力に行なうものとし、とくに既存の地下街の増設にかかる場合については、既存部分に関する改善措置に留意するものとする。

二　道路、駅前広場その他の公共施設等にかかる既存の地下街については、規模等が行なわれない場合にあっても、極力防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点から所要の改善を行なわせるものとする。

なお、とくに緊急に防災上の改善を行なう必要がある既存の地下街については、早急に関係行政機関を中心に必要に応じて学識経験者を加えて現地査察を行ない、所要の改善指導を行なうものとする。

三　上記一及び二の措置の実効の確保、さらに今後必要とされる道路、駅前広場その他の公共施設等にかかる地下街に関する基本方針の策定（運用及び制度の両面に関するものを含む。以下別記において単に「基本方針の策定」という。）その他に関して関係行政庁等の連絡調整を図るため、当面は、別記のとおりの運用方法によるものとする。

（別記）　地下街に関する運用方法

一　設置場所

(一)　歩車道の区別のある道路にあっては、車道が原則として三メートル以上の歩道部分とすること。

(二)　歩車道の区別のない道路にあっては、道路の法敷等とすること。

(三)　及び(四)の場所以外で道路管理上支障のない場所とすること。

二　構造等

(一)　上屋の主要構造部は鋼材等、屋根は不燃材料を用いることとし地震、風圧、積雪荷重等に対し十分に安全な構造とすること。

(二)　支柱の位置は、原則として記一の(三)にあっては車道側、同(四)にあっては民地側とする。

(三)　上屋の幅は、原則として二メートル以下とする。ただし、五メートル以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場については、この限りでない。

(四)　上屋の長さは、原則として一二メートル以下とする。ただし、駅前広場等の島式乗降場については、この限りでない。

(五)　上屋の高さは、原則として路面より二・五メートル以上三・五メートル以下とすること。

(六)　上屋の主要構造部は他の建築物（公共用歩廊を含む。）に接続しないものとすること。

(七)　上屋は雨水の処理を考慮した構造とすること。

(八)　上屋の色彩は原則として淡色とし、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとすること。

(九)　上屋は原則として壁面を有しないこととし、ただし、風雪等のため特に壁面を設ける必要があり、かつ道路管理上支障のない場合においては、この限りでない。

(十)　上屋には広告物等の添加及び塗装又は装飾のための照明施設の設置は認めないこと。ただし、照明施設はこの限りでない。

三　占用主体及び管理

(一)　占用主体は路線バス事業者とすること。

(二)　上屋の設置に関連してベンチ、灰皿等を設置することは、原則として認めないこと。

(三)　上屋の設置に関連して広告物を添加することは、原則として当該協議会の構成機関が支障がないと認めた場合に限り行なわれるよう配慮するものとする。

(四)　その他

(一)　既に占用を許可した上屋で、本基準に適合しないものについては、占用許可の更新時、上屋の修繕時等の機会を利用して逐次本基準に適合するよう指導すること。

(二)　細部については、各道路管理者は地域ごとの実情に応じた統一的基準を設け、道路管理上支障のないよう措置すること。

（別紙）

路線バスに係る停留所施設における上屋の設置促進について（依頼）

（昭和五二年一一月二二日自旅第三九八号　運輸省自動車局長より建設省道路局長あて）

費敵におかれましては、常日頃バス輸送の改善に対し、理解と協力をいただき感謝致しております。

運輸省としては、バス輸送改善対策の一環として、バスを利用しやすいものとするため従来から停留所施設における上屋の設置を促進しているところであり、利用者はじめ関係者から広く好評を得ているものであります。

今後はより利便性の高い本格的なものも含め、さらに設置を促進することとしておりますので、これが設置の円滑化につき格段の御便宜を図られるとともに道路管理者への指導方よろしくお願い致します。

◎地下街の取扱いについて

（昭和四十八年七月三十一日建設省都計発第七一号、消防安第一号、警察庁乙交発第五号、都道府県知事、指定都市市長、都道府県公安委員長、日本国有鉄道総裁、建設事務次官、警察庁次長、運輸事務次官、消防庁長官、資源エネルギー庁長官通達）

最終改正　昭和五五年一〇月九日

地下街については、一般的に防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点から問題が多いのみならず、これを道路、駅前広場その他の公共施設の地下に設ける場合には、当該公共施設の管理上の支障を生じまた将来の利用を制約するおそれがあるので、かねてからその設置を厳に抑制してきたところである。

しかるに、地下街の新たな設置、規模等の変更があとを絶たないのみならず、既設のものについても、防災、衛生及び発生する交通の処理等に関して改善の必要が指摘されるものが増加していることにかんがみ、今般地下街の規制に関する取扱方針を下記のとおり定めたので、貴職においては、これを十分配慮のうえ、その処理について遺憾のないようにされたい。

おって、貴管下各関係機関に対しても、この旨徹底方御配意願いたい。

記

一　道路、駅前広場その他の公共施設等にかかる地下街（地下街とは、一般公共の用に供される地下工作物内の道（地下道）に面して設けられた店舗、事務所その他これに類するもの（道路の通路物の地階とみなされるものを除く。）の一団（地下道を含む。）をいう。以下同じ。）の新設または増設は、今後厳に抑制するものとする。

ただし、公益上真にやむを得ないものについては、防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点から、設置計画及び管理運営方法に関して、あらかじめ十分な措置を講ぜしめるとともに、供用開始後の指導監督を強力に行なうものとし、とくに既存の地下街の増設にかかる場合については、既存部分に関する改善措置に留意するものとする。

二　道路、駅前広場その他の公共施設等にかかる既存の地下街については、規模等が行なわれない場合にあっても、極力防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点から所要の改善を行なわせるものとする。

なお、とくに緊急に防災上の改善を行なう必要がある既存の地下街については、早急に関係行政機関を中心に必要に応じて学識経験者を加えて現地査察を行ない、所要の改善指導を行なうものとする。

三　上記一及び二の措置の実効の確保、さらに今後必要とされる道路、駅前広場その他の公共施設等にかかる地下街に関する基本方針の策定（運用及び制度の両面に関するものを含む。以下別記において単に「基本方針の策定」という。）その他に関して関係行政庁等の連絡調整を図るため、当面は、別記のとおりの運用方法によるものとする。

（別記）　地下街に関する運用方法

一　地下街連絡協議会

(一)　道路、駅前広場その他の公共施設等にかかる地下街（以下本運用方法中に限り単に「地下街」という。）に関する連絡調整を行なうため、名都道府県及び名指定都市（地方自治法第二五二条の一九第一項に規定するものをいう。以下同じ。）に地下街連絡協議会を設けるものとする。

(二)　各都道府県に設ける地下街連絡協議会は、建設省地方建設局道路部、道路管理課道路調査官、建設省道路局道路交通対策課長、都道府県警察本部の交通及び防災担当部課長、都道府県道路管理主管部（ただし、日本国有鉄道の財産の貸付け、譲渡または交換にかかる場合に限る。）により構成するものとし、その事務局は、都道府県の都市計画主管部に設ける。

指定都市に設ける地下街連絡協議会は、各都道府県に設ける地下街連絡協議会の構成機関中、都道府県の都市計画、道路、建築及び消防主管部に替えて指定都市の当該各部をもって構成し、その事務局は指定都市の都市計画主管部に置くものとする。

(三)　地下街連絡協議会は、地下街の設置に関する申請が当該協議会の構成機関になされた場合において都市計画決定、道路占用許可等の行政処分に先だって、または地下街の設置が予想される場合その他必要な場合に開催し、当該地下街の取扱いに関して、所要の連絡調整を行なうものとする。

(四)　地下街連絡協議会を構成する各機関は、それぞれ自己の所管部門に関して責任を持つとともに、他の機関の所管部門に関する意見を尊重するものという。なお、指導監督に関する連絡調整を行なうため、名都道府県及び名指定都市（地方自治法第二五二条の一九第一項に規定するものをいう。以下同じ。）に地下街連絡協議会を設けるものとする。

(一)　各都道府県に設ける地下街連絡協議会は、建設省地方建設局道路部、道路管理課道路調査官及び建設省道路局道路交通対策課長、都道府県警察本部の交通及び防災担当部課長、都道府県道路管理主管部（ただし、日本国有鉄道の財産の貸付け、譲渡または交換にかかる場合に限る。）により構成するものとし、その事務局は、都道府県の都市計画主管部に設ける。

指定都市に設ける地下街連絡協議会は、各都道府県に設ける地下街連絡協議会の構成機関中、都道府県の都市計画、道路、建築及び消防主管部に替えて指定都市の当該各部をもって構成し、その事務局は指定都市の都市計画主管部に置くものとする。

(二)　地下街連絡協議会は、地下街の設置に関する申請が当該協議会の構成機関になされた場合において都市計画決定、道路占用許可等の行政処分に先だって、または地下街の設置が予想される場合その他必要な場合に開催し、当該地下街の取扱いに関して、所要の連絡調整を行なうものとする。

(三)　地下街連絡協議会を構成する各機関は、それぞれ自己の所管部門に関して責任を持つとともに、他の機関の所管部門に関する意見を尊重するものとし、地下街に関する都市計画決定、道路占用許可等の行政処分は、原則として当該協議会の意見を聞かなければならないものとする。

(四)　その他

一　地下街中央連絡協議会は、基本方針の策定を可及的速やかに行なうものとする。

地下街連絡協議会は、基本方針の策定がなされるまでの間は、一の団にかかわらず、地下街について連絡調整を行なう場合には、原則としてあらかじめ地下街中央連絡協議会の意見を聞かなければならないものとする。

二　地下街中央連絡協議会は、建設省、消防庁、警察庁、運輸省、資源エネルギー庁及び日本国有鉄道（ただし、日本国有鉄道の財産の貸付け、譲渡または交換にかかる場合に限る。）により構成するものとし、その事務局は、建設省都市計画局都市防災対策室に置く。

三　その他

一　地下街中央連絡協議会は、基本方針の策定を可及的速やかに行なうものとする。

地下街連絡協議会は、基本方針の策定がなされるまでの間は、一の団にかかわらず、地下街について連絡調整を行なう場合には、原則としてあらかじめ地下街中央連絡協議会の意見を聞かなければならないものとする。

◎石油圧送施設の道路占用について

（昭和四十六年八月二十日道政発第八十九号　各地方建設局長、北海道開発局長、各都道府県知事、各指定市長、日本道路公団総裁、首都高速道路公団理事長、阪神高速道路公団理事長宛　建設省道路局長通達）

石油（原油のほか、揮発油、軽油、重油、石油ガス等の石油製品を含む。）を圧送するための導管、圧送機、タンク等の施設の道路占用については、道路の構造および交通に及ぼす影響が大であり、特に保安対策上その設置位置、設置方法、構造等において、他の占用物件とは著しく異なるものがあることにかんがみ、これらの施設の道路占用の許可に際しては、特に慎重を期する必要があるので、当分の間、次に掲げる事項を明らかにして資料を添付して、事前に当局に協議することとされたい。

なお、貴管下各道路管理者（地方道路公社を含む。）に対しても、この旨連絡願いたい。

記

一　石油圧送施設の種類および設置経路

二　石油圧送施設の圧送能力および圧送方法

三　石油圧送施設の設置位置および設置方法

四　石油圧送施設の構造（特に石油導管については、その強度および防食、接続等の方法）

五　石油導管等の耐圧および気密試験の方法

六　石油漏洩検知装置、感震装置、緊急しゃ断装置等の保安施設および消火施設の設置状況

七　石油の流出拡散の防止方法

八　緊急時における緊急しゃ断装置等の作動方法

九　緊急時における連絡通報設備の設置状況

十　自衛消防組織等の保安管理体制の状況

十一　その他保安対策上必要と認められる事項

◎地下街の取扱いについて

（昭和五十五年十月九日建設省都計発第一一〇号、消防予第二〇九号、警察庁乙備発第一一三号、鉄総第六八二号、五五資庁第一二二七九号　都道府県知事、指定都市市長、都道府県公安委員長、日本国有鉄道総裁、通商産業局長、資源エネルギー庁長官、消防庁長官、警察庁次長、運輸事務次官、建設事務次官通達）

道路、駅前広場その他の公共施設等に係る地下街の取扱いについては、去る昭和四十八年七月三十一日付け建設事務次官、消防庁長官、警察庁次長及び運輸事務次官から通達されているところであるが、昭和五十五年八月十六日発生した静岡駅前ゴールデン街におけるガス爆発事故にかんがみ、これらの地下街におけるガス保安対策のより一層の充実を図るため、同通達による地下街中央連絡協議会及び地下街連絡協議会に道路管理者のガス保安主管部局を加えるとして、地下街に関する基本方針（昭和四十九年六月二十八日付け地下街中央連絡協議会通知）中、ガス保安対策強化のための設備の設置位置および設置方法の構造（特に石油導管については、関係省庁における専門的な検討を受けて、別途、地下街中央連絡協議会から地下街連絡協議会あて通知することとしたので承知されたい。

なお、今後における地下街の取扱いについては、前記通達によるほか下記事項に特に留意のうえ、遺憾のないようされたい。

おって、貴管下各機関に対しても、この旨徹底方御配慮願いたい。

記

一　道路、駅前広場その他の公共施設等に係る地下街（昭和四十八年七月三十一日付け前記通達にいう地下街をいう。以下同じ。）の新設又は増設は厳に抑制するものとする。

二　既設の地下街については、その管理運営の適正を図るとともに、特に、既設の地下街であって建築物の地下階に直接接続し、当該地下階で発生した災害が地下街に及ぶおそれのあるものについては、関係行政機関を中心に当該建築物の管理者の協力を得て、所要の改善指導を行うものとする。

三　地下街の存する県又は指定都市において地下街連絡協議会を設置していないところが見うけられるが、未設置の県又は指定都市においては早急にこれを設置し、所要の連絡調整を行うこと。

地下街に関する基本方針について

（昭和四十九年六月二十八日建設省都計発第六〇号、道都発第五三号、住指発第五五四号）
（昭和四十九年六月二十八日建設省都計発第五三号、住指発第五五四号）
（地方建設局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、都道府県知事、指定市長宛　建設省都市局長、住宅局長通達）

最終改正　昭和五六年四月二一日

標記について、昭和四十八年七月三十一日付け建設省都計発第七十一号、消防安第一号、警察庁乙交発第五号、鉄総第三〇四号による建設事務次官、消防庁長官、警察庁次長、運輸事務次官通達に基づき、今般、「街中央連絡協議会において、別紙等しの通り定め、地下街連絡協議会及び地下街中央連絡協議会における地下街に関する連絡調整を行うこととしたので、都市計画の決定、道路占用の許可及び建築の確認についても、これにより処理されたい。

なお、都市計画の決定及び道路占用の許可に係る事前打合せ及び事前協議については、従前通りの取扱いとする。

（別紙）

地下街に関する基本方針

（昭和四十九年六月二十八日建設省都計発第五八号、道都発第五四号、住指発第五五五号、建設省都市局長、道路局長、住宅局長通達）
（地下街中央連絡協議会）

最終改正　昭和五六年四月二一日

標記について、昭和四十九年七月三十一日付け、建設省都計発第七十一号、消防安第一号、警察庁乙交発第五号、鉄総第三〇四号による建設事務次官、消防庁長官、警察庁次長、運輸事務次官通達「地下街の取扱いについて」記三及び別記三に基づき、同通達の趣旨に則り、今般別紙の通り定めたので、今後これにより地下街に関する連絡調整を行われたく、通知する。

（別紙）

地下街に関する基本方針

第一　地下街の規制に関する取扱方針

一　地下街（第二、一に規定する地下街をいう。以下同じ。）の設置は、公共の用に供される道路又は駅前広場の適正且つ将来の利用計画上支障となるのみでなく、防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点からも問題が多いので、その新設又は増設は、厳に抑制するものとし、原則として認めないものとする。

二　したがって地下街の新設又は増設は、地上交通の著しく輻輳する地区において、歩行者を含む一般交通の安全と円滑を図るため、公共地下歩道又は公共地下駐車場を緊急に整備しなければならない場合であって、かつ、地下街の設置が必要やむを得ない場合に限るものとする。この場合において、地下街の新設又は増設は、次の基本的な考え方によるものとし、その具体的措置は、第二に示すところによる。

1　当該地域の土地利用計画及び公共公益施設の整備計画等に支障を及ぼすおそれがないよう措置すること。

2　公共地下歩道又は公共地下駐車場の整備計画を中心とし、地下街としての計画は、これに附随して認められるべきものであることから、店舗部分は極力小規模にとどめること。

3　地下街と他の建築物の地下階との接続は、災害の拡大防止等の観点から好ましくないので、原則として禁止すること。

4　建築基準法、消防法等に定めるところによるほか、防災、救急、衛生、発生する交通の処理等のため必要と認められる設備を設けること。

5　建築主体は、将来にわたり適切な管理運営を行なうと認められる者であること。

三　地下街の管理について、関係行政庁は、建築基準法、消防法、道路法、ガス事業法等に基づく指導監督、検査等を強力に行い防災その他に関して管理の適正を期するものとする。

四　第二の基準に適合しない既設の地下街については、極力改善措置を講じさせるほか、特に、この基本方針に適合するものとして増設（他の地下街又は他の建築物の地下階と接続する場合を含む。）を認める場合には、既設部分についても所要の改善措置を講じさせるものとする。

第二　地下街の設置計画策定に関する基準

（定義）

一　この基準において「地下街」とは、公共の用に供される地下歩道（地下駅の改札口外の通路、コンコース等を含む。）と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する施設とが一体となった地下施設（地下駐車場が併設されている場合には、当該地下駐車場を含む。）であって、公共の用に供されている道路又は駅前広場（土地区画整理事業、市街地再開発事業等により建設中の道路又は駅前広場を含む。）の区域に係るものとする。ただし、地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これに類する施設が、駅務室、機械室等もっぱら公共施設の管理運営のためのもの、移動可能なもの又は仮設的なものみの場合は、地下街として扱わないものとする。

（適用）

二　1　この基準は、地下街を新設し、又は増設する場合のほか、既設の地下街を相互に接続し、又は既設の地下街に他の建築物の地下階を接続しようとする場合にも適用する。

2　地下駅の改札口外の通路、コンコース等に係る地下街にあっては、四（但し、5を除く。）及び五は適用しない。

（制限の付加）

三　各地下街連絡協議会又はその構成機関は、必要と認めるときは、本基準の規定を下らない範囲において本基準と異なる定め、又は所要の制限を付加することができるものとする。

（計画）

四　1　地下街の設置は、駐車場整備地区若しくは自動車発着数及び駐車構要の増加が著しい駅前広場における公共地下駐車場又は商業地域内の地上交通が著しく輻輳する地区において鉄道の主要駅、主要バスターミナル等の主要交通施設相互間若しくはそれらと周辺を連絡する公共地下歩道で、かつ(2)までの要件を満たすものを併せて建設するものであり、かつ、これらの公共地下駐車場又は公共地下歩道の管理の方全と利用効率の向上を図る等のためには地下街の設置が必要やむを得ない場合に限るものとする。

(2)　都市計画として決定され、平面的整備の完了した道路又は駅前広場であって、その立体的整備が都市計画として必要と認められるものの区域に係るものであること。

(3)　地上交通の安全と円滑を図るため、緊急に整備する必要のあるものであること。

(4)　当該地域の状況又は交通の状況から、道路等の区域外又は上空に設けることが著しく困難又は不適当と認められること。

2　前項の公共地下駐車場又は公共地下歩道は、都市計画として決定し、五の規定に該当する者が都市計画事業として一体として整備するものとする。

3　地下街の計画は、当該地区及び周辺地域の用途地域などの都市計画に合致したものであり、特に道路、都市高速鉄道、上下水道その他の都市施設及び市街地開発事業に関する計画に適合し、かつ、それらの長期構想に支障を及ぼすおそれのないものとする。

4　公共地下歩道及び公共地下駐車場の配置及び構造は、地上の道路又は駅前広場の計画と調和し、一体として構成され、その機能を十分発揮するよう計画するとともに、それらの規模は、当該地域の長期的な開発整備の見通しに基づき計画するものとする。

5　前各項により計画する地下街の規模は、(2)及び(4)に規定する範囲内で公共地下歩道又は公共地下駐車場を適正に管理し、利用するのに必要最小限のものとする。この場合において、「公共地下歩道」には地下広場及び地上への避難階段を含み店舗内通路を含まないものとする。

(2)　公共地下駐車場を併設する地下街にあっては、公共地下駐車場の部分を除く地下街の延べ面積は、公共地下駐車場の部分の延べ面積を超えないこと。

(3)　地下街の店舗等（地下街の公共地下駐車場の部分又は附置義務駐車場及び公共地下歩道を除いた部分をいう。）の延べ面積は、公共地下歩道の延べ面積を超えないこと。

（事業主体）

五　1　地下街を設置する者は、(2)及び(4)に該当すると認められるものでなければならない。

(2)　地下街の設置及び管理に関し、確実かつ適正な計画を有するものであること。

(3)　地下街の設置及び管理を適正に遂行するにたる十分な資金計画、安定した経営基盤、技術的能力及び管理能力を有するものであること。

2　前項の目的を達成するため、地下街の設置者は、原則として国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人（駅前広場に設ける地下街にあっては、当該駅前広場に係る鉄道事業又はバスターミナル事業を営む法人を含む。）又はこれからおおむね三分の一以上の出資を受けている法人でなければならない。

（構造及び設備）

六　地下街の構造及び設備は、建築基準法、消防法、駐車場法その他の関係法令の定めるところによるほか、次によるものとする。

（公共地下歩道等）

1　(2)　公共地下歩道の配置等地下街の全体計画は、利用者の利便及び災害時の避難の容易さを考慮した簡明な形状とすること。

(3)　公共地下歩道の巾員は、次の算定式によって定めるものとし、その数値が六メートルに満たない場合には、六メートルとすること。ただし、公衆便所、機械室、防災センター等への通路については、この限りでない。

$$W=\frac{P}{150}+F$$

ただし、W：公共地下歩道の有効巾員（メートル）

P：当該地区の都発調査状況の予測等を考慮しておおよそ二十年後の予想最大一時間当り歩行者数（人）（店舗等又は駐車場により誘発される歩行者数、及び他の建築物の地下階と接続する場合には、それにより誘発される歩行者数を含めること。）

F：二メートルの余裕巾員。ただし、店舗等のない部分においては一メートルとする。

(4)　地上に通ずる階段の有効巾員は一五メートル以上とすること。

(5)　地上に通ずる階段の出口を歩道に設ける場合には、原則として三メートル以上の歩道部を確保すること。

(6)　原則として公共地下歩道の端部及び公共地下歩道のすべての部分からの歩行距離が五十メートル以内となる位置に、防災上有効な地下広場を設けること。なお、地下街を増設する場合にあっては、既存部分との接続部は、公共歩道の端部とみなすものとする。

(7)　地下広場には、当該地下広場が分担する店舗等の床面積に応じて、防災上必要な排煙、採光等のための吹抜け等を設け、かつ直接地上へ通ずる二以上の階段を設けること。

(8)　公共地下歩道及び地下広場には、噴水、池その他避難上支障となるおそれのあるものを設けないこと。

（地下街と他の施設との接続）

2　(1)　原則として地下街と他の建築物の地下階とは、接続させないこと。ただし、接続が次の(2)から(4)までの要件を満たす場合は、この限りでない。

(2)　接続が、公共性からみて明らかに必要であると認められること。

(3)　当該建築物の地下階が、5の条件に適合する構造であること。

(4)　接続部の構造は、当該建築物の地下階側に直接地上に通ずる階段及び排煙設備を有する附室を、地下街側に吹き抜け又は排煙設備を有する直接地上へ通ずる階段を、それぞれ設けるものであること。

(5)　接続した場合においても、全体として次の1、(2)の条件を満足するものであること。

(2)　地下街と地下駅（地下に設ける公共地下歩道を含む。以下同じ。）とを一体として、あるいは接続して設置する場合には、地下街と地下駅とは防火区画により緊急時に完全に遮断できる構造とすること。この場合、地下駅より直接地上へ通ずる二以上の階段を確保すること。

(3)　地下駅と地下街の他の部分との接続は、地下駅と地下街とを一体として、あるいは接続して設置する場合には、地下街と地下駅とは防火区画により緊急時に完全に遮断できる構造とすること。この場合、地下駅より直接地上へ通ずる二以上の階段を確保すること。

（地下駐車場と地下街の他の部分との接続）

3　地下駐車場とその他の部分とは、耐火構造の壁又は床で区画するものとし、開口部を設ける場合には、特別避難階段又はそれと同等以上の防火、防煙性能を有する施設を設けるものとする。なお、地下駐車場には、地下街の他の部分を通過することなく直接地上へ通ずる二以上の階段を設けること。

（地下街の配置）

4　地下街の階数は、一層に限るものとする。ただし、駐車場、機械室、荷さばき場、倉庫及び消火用水貯水槽については、この限りでない。

（各構えの防火区画）

5　店舗等は、相互に床面積二百平方メートル以内ごとに耐火構造の壁で区画すること。

（附帯施設、設備等）

6　(7)　公共地下駐車場を設けない地下街にあっては、駐車場法第二十条に基づく駐車場附置義務条例（駐車場附置義務条例が制定されていない場合にあっては、標準駐車場条例（昭和三十八年八月七日建設省都発第一四九号））による建築物附置義務駐車施設を設置すること。この場合において、駐車場法第二十条及び第二十条の二の延べ面積については、地下街の全面積（当該駐車施設部分を除く。）を算出対象とすること。

(4)　駐車場の有無にかかわらず、地上の交通に支障を与えない場所に荷さばき場を設けること。

(5)　地下街全体の状況を把握しやすい位置に、他の部分と完全に防火、防煙区画がなされ、かつ、地上から容易に出入りできる構造の防災センターを設けること。なお、一団の地下街でその管理が二以上の者にわたる場合にあっては、当該一団の地下街の防災管理が一の防災センターで行えるよう中央防災センターを設けること。この場合にあっては、中央防災センター以外に各管理主体ごとの防災センターを設ける必要はない。

(6)　地上と照線交信を可能とする設備を設けること。

(7)　地下街には、原則としてすべての部分を対象としてスプリンクラー設備、自動火災報知設備、放送設備、誘導灯、連結送水管、排煙設備その他の消防用設備等を設けること。

(8)　地下街には、防災センターと消防機関、警察機関及びガス事業者（ガスを使用しない地下街にあってはガス事業者を除く。）との間で即時に通話できる設備を設けること。

(9)　地下街と地下駅等が接続している場合には、相互の防災センター間において同時に通話できる設備を設けること。

(10)　非常電源設備として、保安上必要な電力が供給できる蓄電池設備又は自家発電設備を設けること。

(11)　地下街の空気調和設備は、公共地下歩道の部分と店舗等の部分とを別系統のものとすること。

(12)　給排気孔等の地上に設ける工作物は、極力道路の区域外に設け、地上の交通及び景観等に支障を与えないものとすること。

(13)　地下街の消防用設備等及びその他の設備は、地震、火災、水害などの災害に対して十分な措置を講ずること。

（内装等）

七　地下街の通路、階段、店舗等の内装は、下地、仕上げとも不燃材料を用い、看板、広告物、装飾品、陳列台等すべてについて不燃性材料を用いなければならない。

（店舗等の制限）

八　地下街には、次に掲げる営業内容の店舗を設けてはならない。

(1)　大型の商品を取扱うもの等公共地下歩道の一般歩行者の通行に支障を及ぼすおそれのあるもの。

(2)　爆発性の物件若しくは悪臭、騒音を発生する物件を保管し、又は設置し、公共地下歩道の一般歩行者に危害を及ぼし、又は不快の感を与えるおそれのあるもの。

(3)　風俗営業等公共地下歩道の風紀を損うおそれのあるもの。

(4)　宿泊施設、興業場等地下街に設けることが適切でないもの。

（火気の制限及び火気使用店舗の配置）

九　1　店舗等においては、原則として裸火を使用してはならない。ただし、都市ガス等を配管方式で使用する場合で、火気を使用する部分とその他の部分とを防火区画し、かつ、火気使用部分の周辺を防火上有効な構造とした場合で消防長又は消防署長が認めたものについては、この限りでない。

2　火気を使用する店舗等は、他の店舗等と防火区画された区域に集中配置しなければならない。

（ガス漏れ防止対策）

十　地下街においてガスを使用する場合には、ガス事業法、消防法、建築基準法その他の関係法令に定めるところによるほか、次によるものとする。

（ガス漏れ防止対策）

1　(1)　地下街に設置する燃焼器は、金属管、金属可とう管又は強化ガスホースを用いてガス栓と接続すること。ただし、移動式燃焼器（強制給排気式ストーブを含む。）にあっては、ゴム管（両端に連継手の付いたもの又は過流出安全弁を内蔵するガス栓に接続するものに限る。）を用いて接続することができる。

(2)　地下街に設置する燃焼器は、原則として、立ち消え安全装置付きのものとすること。

(3)　地下街への引込管は必要最少の本数とし、配管は単純化するとともに、ガス管であることが容易に識別することができる識別措置を

置すること。

(イ) ガスの主要配管が天井裏等に設置される場合には、これらを保守管理するための点検口を設けること。

（ガス漏れ発生時対策）

2(ア) 地下街には、防災センターで常時監視することができるガス漏れ（火災）警報設備を設けることとし、ガス漏れが発生した場合には、その警報を防災センターに集中するシステムとすること。

(イ) 地下街には、危急の場合に地下街へのガスの供給を防災センターにおいて直ちにしや断することができる緊急ガスしや断装置を設けること。

（管理）

3 地下街の設置者は、ガス保安対策について、関係者の教育及び訓練に関する事項、ガス施設の保守管理に関する事項並びに緊急時の措置に関する事項を管理規定に定めなければならない。

（広告等の掲出の制限）

十一 地下公共歩道においては、誘導灯及び歩行者の案内のための設備の視認性を妨げる広告、看板等を設けてはならない。

（管理規程）

十二1 地下街の設置者は、消防計画、駐車場管理等に関し、消防法、駐車場法等の定めるところによるほか、当該地下街の供用開始に先立つて、地下街に関する管理規程を定め、地下街連絡協議会に提出しなければならない。

2 前項の管理規程には、少くとも次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

(ア) 公共地下歩道に関する事項

1 供用時間等に関する事項

2 防災保安に関する事項

3 維持補修に関する事項

4 広告等の掲出に関する事項

5 禁止すべき行為に関する事項

(イ) 店舗等に関する事項

1 営業等に関する事項

2 防災保安に関する事項

3 保健衛生に関する事項

4 建物管理に関する事項

3 地下街の設置者は、別途地下街中央連絡協議会が定める様式の地下街台帳を当該地下街の新増設のとき、道路占用の許可の更新のとき及び地下街連絡協議会が必要と認めるときに作成し、地下街連絡協議会に提出しなければならない。

。地下占用工事等による道路の掘り返しについて

〔昭和三十三年五月十三日 道発第一四〇号
各地方建設局長、各都道府県知事、五大市長、
北海道開発局長宛 道路局長通達〕

地下占用工事等により道路の掘り返しが頻繁に行われるため、道路交通の障害及び道路の損傷が著しいが、新道路整備計画の実施されようとするこの際、貴職においては、下記事項に留意の上、円滑な道路交通の確保に遺憾のないようにされたい。

なお、地下占用工事等の実施状況については、本省より係官を派遣し監査せしめる予定であるから、念のため申し添える。

おつて、貴管下道路管理者に対しても、この趣旨徹底方お取り計らい願いたい。

記

一 掘り返しその他道路に関する各種工事間の調整について

道路管理者、公安委員会（又は警察署）及び公益事業者（水道、下水道、軌道、地方鉄道、電気、ガス、電気通信等の事業者）からなる連絡協議会を設け、掘り返しその他道路に関する各種工事が計画的に行われるよう調整を図り、反覆した掘り返しによる道路の構造又は交通に対する支障を防止すること。

二 地下占用工事等の工事方法の改善について

(1) 地下占用工事等の施工に当つては、工事面積及び工事期間を最少限度にとどめさせるとともに、道路交通に対する支障の最も少い時間に実施せしめること。特に、道路を横断する工事、交通の制限を要する工事については、交通量の最も少い時間（例えば夜間）に実施せしめる等交通に対する支障をできる限り少くするよう所要の措置を講ずること。

(2) 地下占用工事等の期間中においては、確実な監督を行い、違法又は不当な工事を発見したときは、その違反の是正を命じ、又は許可を取り消す等、法令及び許可条件の遵守の徹底を期すること。

(3) 道路を掘り返した後は、すみやかに道路を復旧せしめることは勿論、その復旧の方法についても、十分な検討を行い、道路の構造の保全及び交通の障害防止に万全を期すること。

なお、舗装道の復旧に際し、占用工事後長期にわたつて本復旧せず、所謂自然輾圧をまつて舗装するというが如き従来の弊風は、この際これを一掃すること。

。地下埋設工事等による道路の掘り返し規制に関する緊急措置について

〔昭和三十七年十月二十三日
閣 議 了 解〕

最近における主要道路の交通状況にかんがみ、道路交通の障害及び道路の損傷を最少限度にとどめるため、国道及び主要幹線街路のうち交通量の多いものについて、次の緊急措置をとるものとする。

記

一 道路管理者は、関係機関との緊密な連絡により地下埋設工事等の年度ごとの計画をたて、その施行時期及び施行方法についての合理的調整を強力に推進すること。各年度の地下埋設工事等の計画を定めるに当たつては、道路交通に支障のない時期を選び、必要あるときは、夜間作業とするとともに、道路の同一区間における地下埋設工事等は原則として年一回に限り、なるべく同時に施行せしめるよう措置すること。

二 一による年度計画に基づかない地下埋設工事等については、災害その他緊急やむを得ない事情によるもののほか認めないものとすること。

三 道路管理者は、関係機関と緊密な連絡により道路に関する工事に先行して必要な地下埋設工事等を施行せしめるよう努めるものとし、道路舗装工事完了後は、原則として、一定期間（セメントコンクリート舗装についてはおおむね五年、アスファルトコンクリート舗装についてはおおむね三年）当該箇所の掘り返しを抑制する措置を講ずるものとすること。

四 関係行政機関は、電気、電話、水道等の供給のための地下埋設工事等を必要とする大規模な建築物については、上記の各措置を考慮し、その建築の時期を調整するよう指導するものとすること。

五 道路の掘り返しを防止するため、道路の大規模な改築、地下鉄工事等が行なわれる場合における共同溝の設置については、資金調達の方法等を検討の上、その推進に努めるものとすること。